

ご存知ですか？

保健・福祉・医療・介護のサービス



【令和6年度版】

白鷹町健康福祉課

◇ お問い合わせ先電話番号一覧 ◇

◎ 障がい者や高齢者福祉に関すること

健康福祉課 福祉係 86-0111

◎ 児童福祉・母子保健に関すること

健康福祉課 こども家庭センター係 86-0212

◎ 児童福祉に関すること

子育て支援センター「にこぽーと」 87-0083

◎ 健康・栄養相談や保健事業に関すること

健康福祉課 健康推進係 86-0210

◎ 介護保険に関すること

健康福祉課 介護保険係 86-0213

◎ 高齢者や介護等の相談に関すること

健康福祉課 地域包括支援センター係 86-0112

◎ 年金や戸籍に関すること

町民課 戸籍年金係 85-6129

◎ 医療証の給付や健康保険に関すること

町民課 国保医療係 85-6130

ご存知ですか？

保健・福祉・医療・介護のサービス

お問い合わせ先電話番号一覧	p 1
目次	p 2・3
○障がい者福祉に関するサービス○	
身体障害者手帳の交付	p 4
療育手帳の交付	p 5
精神障害者保健福祉手帳の交付	p 6
有料道路障害者料金割引	p 7
身体障がい者駐車禁止除外指定標章の交付	p 8
身体障がい者等用駐車施設利用証の交付(青色駐車場)	p 9
自動車税・自動車取得税・軽自動車税(種別割)の減免	p 10
交通運賃割引	p 11
心身障がい者福祉タクシー等利用助成事業	p 12
NHK放送受信料の減免	p 13
自立支援医療費(更生医療)の給付	p 14
自立支援医療費(育成医療)の給付	p 15
自立支援医療費(精神通院医療)の給付	p 16
自立支援給付事業 及び 障害児通所給付事業	p 17
補装具費の支給	p 18
地域生活支援事業	p 19
日常生活用具の給付	p 20
相談支援事業	p 21
軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業	p 22
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付	p 23
人工透析患者通院交通費助成事業	p 24
在宅酸素療法者支援事業	p 25
特別障害者手当・障害児福祉手当の支給	p 26
重度障がい者介護者激励金の支給	p 27
○高齢者福祉に関するサービス○	
灯油等購入費助成事業	p 28
高齢者世帯等雪はき支援事業	p 29
高齢者世帯等雪下ろし費支給事業	p 30
市町村特別給付(おむつ支給事業)	p 31
八乙女げんき塾(通所型サービスA)	p 32
元気パワーアップクラブ(通所型サービスA)	p 33
短期集中運動プログラム(通所型サービスC)	p 34
つどいの場 にじ・なないろ(通所型サービスB)	p 35
元気わくわく教室(一般介護予防事業)	p 36
元気ワンダフル教室(一般介護予防事業)	p 37
家族介護者支援事業	p 38
介護マーク事業	p 38
のどかカフェ実施事業	p 39
おたっしや訪問事業	p 40
認知症初期集中支援推進事業	p 41
おでかけ見守り事前登録	p 41
認知症高齢者運転免許証自主返納等支援事業	p 42
65歳以上で運転免許証を自主返納した方へ	p 43
地域生活あんしんネットワーク事業	p 44
成年後見制度利用支援事業	p 45
置賜成年後見センター	p 46
○児童福祉に関するサービス○	
児童手当	p 47・48
児童扶養手当(ひとり親家庭)	p 49
特別児童扶養手当【障がい児】	p 50
白鷹っ子養育事業【出生祝金・赤ちゃんギフト・絵本贈呈など】	p 51
ひとり親家庭生活応援給付金、住まい応援給付金及び通学応援給付金事業	p 52
こども園・保育園入所	p 53
一時保育	p 54
働くパパ&ママ子育て応援事業	p 55
こども園・保育園開放	p 56

ご存知ですか？

保健・福祉・医療・介護のサービス

子育て支援センター『にこぽーと』	p 57
ファミリー・サポート・センター【託児サービス】	p 58
放課後児童健全育成事業【放課後児童クラブ・学童保育】	p 59
結婚支援（婚活サポート）	p 60
結婚新生活支援事業	p 61

○健康を増進し維持するためのサービス○

こども家庭センター運営事業	p 62
伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金	p 63
不育・不妊治療費助成事業	p 63
妊娠確定までの産婦人科受診料支援事業	p 64
母子健康手帳の交付	p 64
妊婦健康診査受診票の交付	p 65
妊婦歯科健康診査事業	p 65
ニコニコマタニティライフ応援事業	p 66
マタニティママ＆パパサロン	p 66
新生児聴覚検査助成事業	p 67
未熟児養育医療事業	p 67
産後ケア事業	p 68
産後1か月検診費用助成事業	p 68
離乳食クッキングサロン	p 69
乳幼児健康診査	p 69
3歳児眼科健診	p 70
フッ素塗布事業	p 70
子どもの歯の健康教室	p 70
すくすく発達相談	p 71
ペアレント・トレーニング	p 71
子育てをまなぶ・たのしむパパ教室	p 71
定期予防接種	p 72
高齢者インフルエンザ予防接種事業	p 73
小児インフルエンザワクチン接種費用助成事業	p 73
妊婦インフルエンザワクチン接種費用助成事業	p 74
高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成事業	p 75
風しん予防接種費用助成事業	p 76
健康手帳の交付	p 77
健康相談	p 77
健康教室	p 78
家庭訪問事業	p 78
健康診査	p 79
人間ドックへの助成	p 80
こどもの健康づくり健診事業	p 81
しらたか健紅マイレージ事業	p 81
運動で自分磨きプログラム	p 82
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	p 82
献血	p 83
骨髄移植ドナー助成事業	p 83
医療用ウィッグ・乳房補正具購入費用助成事業	p 84
重粒子線がん治療費の費用助成事業	p 84

○介護保険制度について○

介護保険制度	p 85
介護保険のサービス	p 86・87
介護サービスの利用者負担の軽減措置	p 88
指定居宅介護支援事業所	p 89

○年金・医療給付制度について○

障害基礎年金の支給	p 90
重度心身障がい（児）者医療	p 91
ひとり親家庭等医療	p 92
子育て支援医療・しらたか元気っ子事業（白鷹町単独）	p 93

◎障がい者福祉に関するサービス

名 称	身体障害者手帳の交付
内 容	○ 身体に障がいのあるかたやお子さんが各種福祉制度等を利用するために必要な手帳を交付します。(障害等級1級～6級) ～主な福祉サービス～ 自立支援医療費の給付、補装具費の支給、日常生活用具の給付、在宅・通所などの福祉サービス、交通運賃割引、福祉タクシー券交付、自動車税等の減免
対 象 者	○ 身体に永続的な障がいがあり、その障がい程度が身体障害者障害程度等級表に該当するかた
申 込 方 法	○ 健康福祉課福祉係に申請してください。 ○ 顔写真(横3×縦4cm、直近3カ月以内に撮影したもの)と知事の指定する医師が記入した既定の診断書(有料)を持って申請ください。 ○ 個人番号の記入が必要となります。個人番号カード、もしくは個人番号通知カードと本人確認ができるもの(運転免許証、住基カードなど)をご持参ください。
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課福祉係へ (Tel86-0111)



◎障がい者福祉に関するサービス

名 称	療 育 手 帳 の 交 付
内 容	○ 知的障がいのあるかたやお子さんが、各種福祉サービスを利用するために必要な手帳を交付します。(障害程度Aは重度、Bは中・軽度) ～主な福祉サービス～ 在宅・通所などの福祉サービス、交通運賃割引、福祉タクシー券交付、自動車税等の減免
対 象 者	○ 児童相談所又は知的障がい者更生相談所において、知的障がい者の判定を受けたかた
申 込 方 法	○ 顔写真(横3×縦4cm、最近3カ月以内に撮影したもの)を持って健康福祉課福祉係に申請してください。 ○ 個人番号の記入が必要です。個人番号カード、もしくは、個人番号通知カードと本人確認ができるもの(運転免許証、住基カードなど)をお持ちください。 ○ 後日、児童相談所又は知的障がい者更生相談所で判定(無料)を受けることになります。
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課福祉係へ (Tel86-0111)

◎障がい者福祉に関するサービス

名 称	精神障害者保健福祉手帳の交付
内 容	○ 精神障がいのあるかたやお子さんが各種福祉制度等を利用するために必要な手帳を交付します。 ～主な福祉サービス～ 在宅・通所などの福祉サービス、交通運賃割引、福祉タクシー券交付（１・２級）、自動車税等の減免
対 象 者	○ 精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活に制約があり、障害等級に該当すると判定されたかた
申 込 方 法	○ 指定医療機関発行の診断書もしくは障害年金証書等、印鑑を持って健康福祉課福祉係に申請してください。 ○ 個人番号の記入が必要です。個人番号カード、もしくは、個人番号通知カードと本人確認ができるもの（運転免許証、住基カードなど）をお持ちください。
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課福祉係へ (TEL86-0111)

◎障がい者福祉に関するサービス

名 称	有料道路障害者料金割引
内 容	○ 障がい者の自立と社会活動への参加を支援するため、通勤、通学、通院等の日常生活において有料道路を利用する障がいのあるかたを対象に、次の内容で有料道路通行料金が割引されます。 ① 割引料金 通常料金の50%以下 ② 対象道路 道路整備特別措置法に基づく有料道路（高速道路株式会社各社及び地方道路公社等所管の有料道路） ③ 料金を支払う際、割引有効期限の記載された手帳を提示してください。 ④ ETC も該当になります。
対 象 者	○ 身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けているかたで下記の場合 ① 身体障がい者が自ら運転 ② 第1種身体障害者手帳または療育手帳A所持者を乗せて介護者が運転
申 込 方 法	○ 健康福祉課福祉係に申請してください。 ○ 身体障害者手帳（または療育手帳）と車検証、運転免許証（障害者本人運転の場合）を持って申請ください。ローン契約の場合はその契約書もお持ちください。（ETCの場合はETCカードとETC車載器の管理番号が確認できるものが必要です。） ○ 手数料は無料です。
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課福祉係へ（Tel86-0111）



◎障がい者福祉に関するサービス

名 称	身体障がい者駐車禁止除外指定標章の交付
内 容	○ 歩行困難なかたが必要やむを得ない場合に限り、駐車禁止の場所にも駐車することができるように、山形県公安委員会より駐車禁止除外指定標章が交付されます。
対 象 者	○ 身体障害者手帳の交付を受けたかたで、次に該当するかたが使用又は乗車する車 ・ 下肢・体幹機能障害 1～4級 ※ただし、体幹機能障害4級は、山形県内に限り有効 ・ 上肢、移動機能障害 1～2級 ※上肢2級は一部のみ該当 ・ 平衡機能障害 3級 ・ 視覚障害 1～3級、4級の一部 ・ 聴覚障害 2級及び3級 ・ 内部障害 1級及び3級 ・ 肝機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 1級から3級 ・ 脳原性運動機能障害 1級及び2級（一部非該当あり）
申 込 方 法	○ 健康福祉課福祉係に申請してください。 ○ 申請方法、申請先は2通りあります。 ○ 身体障害者手帳を持って、いずれかの方法で申請ください。 ① 住所地を管轄する警察署（長井警察署）に申請してください。 ※身体障がい者本人以外の申請の場合は、必要書類が異なることもあるので、警察署へお問合せください。切手代がかかります。 ② 山形県身体障害者福祉協会（身体障害者交通安全友の会）に申請してください。福祉係で預かります。 ※②の場合は、交通安全友の会への加入となります（年会費必要）。会員のかたへ無料で身体障がい者マークのステッカーが交付されます。
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課福祉係へ（TEL86-0111）

◎障がい者福祉に関するサービス

名 称	身体障がい者等用駐車施設利用証の交付(青色駐車場)			
内 容	○ 公共施設やスーパーなどに設置されている障がい者等のための駐車スペース(青色)について、身体障がい者等行動上の制限を受けるかたが乗車するために、利用証の交付を受けることができます。この利用証で駐車できる施設には、その案内表示があります。 ※同様の制度を導入している府県等間で利用証の相互利用ができます。(詳細は、山形県ホームページをご覧ください。)			
対 象 者	○ 次のいずれかに該当する歩行困難なかた			
	①身体障がいのあるかた（身体障害者手帳所有者）			
	視覚障害	4 級以上	平衡機能障害	5 級以上
	上肢肢体不自由	2 級以上	下肢肢体不自由	6 級以上
	体幹肢体不自由	5 級以上		
	脳原性上肢機能障害	2 級以上	脳原性移動機能障害	6 級以上
	心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、肝臓機能障害	4 級以上	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	4 級以上
対 象 者	②高齢のかた・・・介護保険「要介護度 1」以上			
	③知的障がいのあるかた・・・療育手帳「A」			
	④難病のかた・・・特定医療費（指定難病）受給者又は 特定疾患医療受給者			
	⑤妊産婦のかた・・・妊娠 7 カ月から産後 1 年のかた			
	⑥けが又は病気のかた・・・車いす、杖等の使用期間（医師の診断書が必要です）			
	申 込 方 法	○ 手帳等及び運転免許証（代理で申請する場合は、代理のかたの免許証）をお持ちください。 ○ 健康福祉課福祉係、県庁障がい福祉課、総合支庁窓口に申請してください。 ○ 郵送による申請も可能です。 ○ 交付手数料は無料です。		
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課福祉係へ（Tel86－0111）			

◎障がい者福祉に関するサービス

名 称	自動車税・自動車取得税・軽自動車税（種別割）の減免																																																	
内 容	○ 身体等に障がいのあるかたご本人名義の自動車等の自動車税・自動車取得税・軽自動車税（種別割）の減免を受けることができます。（障がいのあるかた一人につき1台です。）																																																	
対 象 者	○ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳いずれかの交付を受けているかたで、それぞれの障がいの等級に該当する障がいのあるかた																																																	
	①本人運転 もっぱら障がい者本人が運転するもの																																																	
	②家族運転等 もっぱら障がい者の通学、通院、通所もしくは生業のために継続的に家族等が運転するもの																																																	
	ア. 身体障害者手帳																																																	
	<table><tr><th colspan="2" rowspan="2">障害区分</th><th colspan="2">該当等級</th></tr><tr><th>本人運転</th><th>家族運転等</th></tr><tr><td colspan="2">視覚</td><td>1 級～4 級 1 号まで</td><td>本人運転に同じ</td></tr><tr><td colspan="2">聴覚</td><td>2 級～3 級まで</td><td>本人運転に同じ</td></tr><tr><td colspan="2">平衡</td><td>3 級のみ</td><td>本人運転に同じ</td></tr><tr><td colspan="2">音声 (こう頭摘出者に限る)</td><td>3 級のみ</td><td>非該当 ※軽自動車税は本人運転に同じ</td></tr><tr><td rowspan="3">肢体不自由</td><td>上肢</td><td>1 級～2 級の2号まで</td><td>本人運転に同じ</td></tr><tr><td>下肢</td><td>1 級～6 級まで</td><td>1 級～3 級 1 号まで</td></tr><tr><td>体幹</td><td>1 級～3 級、又は5 級のみ</td><td>1 級～3 級まで</td></tr><tr><td rowspan="2">脳原性運動</td><td>上肢</td><td>1 級から 2 級両上肢まで</td><td>本人運転に同じ</td></tr><tr><td>移動</td><td>1 級～6 級まで</td><td>1 級～3 級両下肢まで</td></tr><tr><td colspan="2">心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸</td><td>1 級又は 3 級のみ</td><td>本人運転に同じ</td></tr><tr><td colspan="2">肝臓、免疫</td><td>1 級～3 級まで</td><td>本人運転に同じ</td></tr></table>			障害区分		該当等級		本人運転	家族運転等	視覚		1 級～4 級 1 号まで	本人運転に同じ	聴覚		2 級～3 級まで	本人運転に同じ	平衡		3 級のみ	本人運転に同じ	音声 (こう頭摘出者に限る)		3 級のみ	非該当 ※軽自動車税は本人運転に同じ	肢体不自由	上肢	1 級～2 級の2号まで	本人運転に同じ	下肢	1 級～6 級まで	1 級～3 級 1 号まで	体幹	1 級～3 級、又は5 級のみ	1 級～3 級まで	脳原性運動	上肢	1 級から 2 級両上肢まで	本人運転に同じ	移動	1 級～6 級まで	1 級～3 級両下肢まで	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸		1 級又は 3 級のみ	本人運転に同じ	肝臓、免疫		1 級～3 級まで	本人運転に同じ
	障害区分		該当等級																																															
			本人運転	家族運転等																																														
	視覚		1 級～4 級 1 号まで	本人運転に同じ																																														
	聴覚		2 級～3 級まで	本人運転に同じ																																														
	平衡		3 級のみ	本人運転に同じ																																														
	音声 (こう頭摘出者に限る)		3 級のみ	非該当 ※軽自動車税は本人運転に同じ																																														
	肢体不自由	上肢	1 級～2 級の2号まで	本人運転に同じ																																														
		下肢	1 級～6 級まで	1 級～3 級 1 号まで																																														
体幹		1 級～3 級、又は5 級のみ	1 級～3 級まで																																															
脳原性運動	上肢	1 級から 2 級両上肢まで	本人運転に同じ																																															
	移動	1 級～6 級まで	1 級～3 級両下肢まで																																															
心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸		1 級又は 3 級のみ	本人運転に同じ																																															
肝臓、免疫		1 級～3 級まで	本人運転に同じ																																															
イ. 療育手帳 障害程度A																																																		
ウ. 精神障害者保健福祉手帳 1 級																																																		
申 込 方 法	○ 自動車税は置賜総合支庁西置賜税務室へ、自動車取得税は村山総合支庁課税課にお問い合わせください。 ※生計を一にする家族（別居の場合は扶養関係にあることが条件）が運転する場合は、保険証等で確認しますので、お持ちください。 減免時期は随時受け付けます。（当該年度2月末まで） 減免額は申請の翌月から月割額となります。																																																	
	○ 軽自動車税（種別割）は税務出納課町民税係へお問い合わせください。																																																	
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課福祉係へ（Tel86－0111）																																																	

◎障がい者福祉に関するサービス

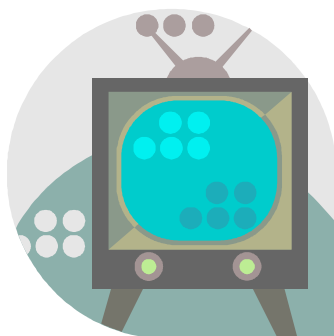
名 称	交 通 運 賃 割 引	
内 容	○ 次の交通費について割引されます。	
	J R 運賃	＊一人で利用の場合 片道100キロを超える乗車料金を50%割引 ＊介護者と二人で利用の場合 障がい者、介護者ともに乗車料金を50%割引
	山形鉄道	乗車料金を50%割引
	航空運賃	概ね25～45%割引 (割引率は各航空会社によって異なりますのでご確認ください。)
	一般乗合自動車運賃	(路線バス) 50%割引
	タクシー料金	10%割引
	町デマンドタクシー	50%割引
対 象 者	○ 身体障害者手帳、療育手帳の交付を受けているかた ・ J R 運賃と航空運賃については範囲指定があります。 ・ 介護者も適用となる場合があります。 ・ 山形鉄道、山交バス、町内のタクシー、町デマンドタクシー、一部の航空会社においては、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているかたも対象となります。	
申 込 方 法	○ 申請手続きは不要です。	
	○ 次のように手帳を提示ください。	
	J R 運賃	乗車券購入の際に手帳を提示
	山形鉄道	運賃支払時に手帳を提示
	航空運賃	航空券購入の際に手帳を提示
	一般乗合自動車運賃	運賃支払時に手帳を提示
	タクシー料金	運賃支払時に手帳を提示
	町デマンドタクシー	乗車時に手帳を提示
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課福祉係へ (TEL86-0111)	

◎障がい者福祉に関するサービス

名 称	心身障がい者福祉タクシー等利用助成事業
内 容	○ タクシー等利用助成券（500円×17枚綴）を交付します。 ・ 一人につき1冊 ・ じん臓機能障害で透析のために通院のかたは2冊（人工透析患者通院交通費助成を受けていない、または、通院時に無料送迎を利用していないかた）
対 象 者	○ 身体障害者手帳 1～3級所持者 （下肢機能障害のかたは1～4級） ○ 精神障害者保健福祉手帳 1・2級所持者 ○ 療育手帳 A・B所持者
申 込 方 法	○ 健康福祉課福祉係に申請してください。 ○ 上記の障害者手帳を持って申請ください。
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課福祉係へ（Tel86-0111）

◎障がい者福祉に関するサービス

名 称	NHＫ放送受信料の減免
内 容	○ NHＫ放送受信料の全額免除または半額免除を受けることができます。
対 象 者	○ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けていて、かつ下記に該当するかた ① 全額免除（手帳をお持ちのかたが世帯にいる場合） ・ 世帯全員が町民税非課税の世帯 ・ 生活保護法による扶助を受けている場合 ② 半額免除（手帳をお持ちのかたが世帯主の場合） ・ 世帯主が視覚障がい者または聴覚障がい者である世帯 ・ 世帯主が重度の身体・知的・精神障がい者（身体1,2級、知的A、精神1級）である世帯
申 込 方 法	○ 健康福祉課福祉係に申請してください。 ○ 対象となる手帳、印鑑をもって健康福祉課で減免の対象である旨の証明を受けてください。 ○ NHＫ各支局、営業所に直接申請することもできますが、健康福祉課で減免の対象である旨の証明を受ける必要があります。 ○ 免除要件に該当しなくなった場合は、NHＫにご連絡ください。
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課福祉係へ（Tel86-0111）



◎障がい者福祉に関するサービス

名 称	自立支援医療費（更生医療）の給付
内 容	○ 障がいを軽減、機能を回復するためのリハビリテーション医療を対象とし、国または県が指定した医療機関において医療保険の範囲内で給付を受けることができます。 （例） 白内障・・・・・・水晶体摘出術 変形性関節症・・人工関節置換術 心不全・・・・・・冠動脈形成術、人工弁置換術 腎機能全廃・・・・人工透析
対 象 者	○ 18歳以上で身体障害者手帳の交付を受けているかた（等級による制限なし）
費 用	○ 原則、医療費の1割が自己負担となりますが、課税状況に応じて自己負担上限額があります。 ただし、一定所得以上のかたは自立支援医療の対象外となります。
申 込 方 法	○ 健康福祉課福祉係に申請してください。 事前申請となりますので、ご注意ください。 ① 指定医療機関から自立支援医療（更生医療）に関する意見書と概算額算出明細書が発行されます。 ② ①の書類、身体障害者手帳、健康保険証の写し(受診者と同一の医療保険加入者全員分)が必要です。その他、医療保険単位の世帯全員が町民税非課税の場合、本人の年間所得・収入の合計した額が80万円以下のかたは、それを証明できる書類の写しの提出が必要になる場合があります。 ③ 「自立支援医療受給者証」が交付されたら、医療機関の窓口にご提示ください。 ○ 個人番号の記入が必要となります。個人番号カード、もしくは個人番号通知カードをご持参ください。
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課福祉係へ（Tel86-0111）

◎障がい者福祉に関するサービス

名 称	自立支援医療費（育成医療）の給付
内 容	○ 身体に障がいのある児童が、指定された医療機関から、身体上の障がいが軽減され、日常生活を容易に送れるよう必要な医療を受けた場合、医療に要した費用（保険適用分）の一部について支給する制度です。 対象 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条の規定による別表に掲げるものが対象になります。
対 象 者	○ 18歳未満の身体に障がいのある児童又はそのまま放置すると、将来障がいを残すと認められる疾患がある児童で、手術等により確実な治療効果が期待できるかたが対象となります。
費 用	○ 原則、医療費の1割が自己負担ですが、課税状況に応じて自己負担上限額が定められます。ただし、一定所得以上のかたは自立支援医療の対象外となります。
申 込 方 法	○ 健康福祉課福祉係に申請してください。 ① 自立支援医療（育成医療）に関する意見書を指定自立支援医療機関から発行してもらいます。 ② ①の書類、健康保険証の写し(受診者と同一の医療保険加入者全員分)が必要です。その他、医療保険単位の世帯全員が町民税非課税の場合、本人の年間所得・収入の合計した額が80万円以下のかたは、それを証明できる書類の写しの提出が必要になる場合があります。 ③ 「自立支援医療受給者証」が交付されたら、医療機関の窓口に提示ください。 ○ 個人番号の記入が必要となります。個人番号カード、もしくは個人番号通知カードと本人確認ができるもの(学生証や医療証等)をご持参ください。
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課福祉係へ（Tel86-0111）

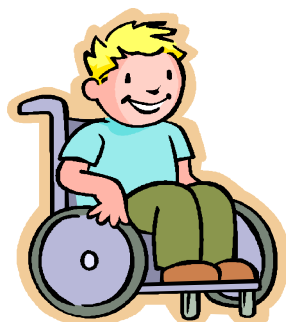
名 称	自立支援医療費（精神通院医療）の給付
内 容	○ 通院医療費の9割が医療保険と公費で賄われ、1割が自己負担になります。有効期間は1年です。
対 象 者	○ 精神科に通院しているかたで、診断書に基づき対象者と認められるかた
申 込 方 法	○ 指定医療機関発行の診断書、健康保険証、障害年金受給額がわかるもの（受給しているかたのみ）を持って健康福祉課福祉係に申請してください。 ○ 個人番号の記入が必要です。個人番号カード、もしくは、個人番号通知カードと本人確認ができるもの（運転免許証、住基カードなど）をお持ちください。
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課福祉係へ (TEL86-0111)

◎障がい者福祉に関するサービス

名 称	自立支援給付事業 及び 障害児通所給付事業
内 容	障がいの種別（身体障害・知的障害・精神障害・難病等）にかかわらず、障がいのあるかたが、自立した生活を送るために必要な、「障がい福祉サービス」を利用できます。 ○ 介護給付費 居宅介護（ホームヘルプ）・生活介護・短期入所（ショートステイ）・療養介護・施設入所支援など ○ 訓練等給付費 自立訓練（生活訓練）・就労継続支援・共同生活援助（グループホーム）など ○ 療養介護医療費 進行性筋萎縮症者等の療養医療費を支給します。 ○ 障害児通所給付費 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援など
対 象 者	○ 障がい者・児で、町が必要と認めるかた
費 用	○ 家計の負担能力に応じた負担となります。世帯の町民税課税状況に応じて自己負担上限額が定められます。
申 込 方 法	○ 健康福祉課福祉係に申請してください。 ○ 障害者手帳を持って申請ください。 ○ 個人番号の記入が必要となります。個人番号カード、もしくは個人番号通知カードと本人確認ができるもの（運転免許証、住基カードなど）をご持参ください。
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課福祉係へ（Tel86-0111）

◎障がい者福祉に関するサービス

名 称	補 装 具 費 の 支 給
内 容	○ 体の失われた部分や機能を補うための用具の購入・貸与・修理にかかる費用を支給します。用具の再交付は原則として耐用年数を経過したものに限りです。 （例）義手、義足、車いす、電動車いす、補聴器、視覚障害者安全つえ
対 象 者	○ 身体障害者手帳の交付を受けているかた、難病患者等の対象者で、町が用具の購入・貸与・修理が必要と認めたかた
費 用	○ 原則 1 割の自己負担となりますが、本人と配偶者の町民税課税状況に応じて自己負担上限額が定められます。ただし、一定所得以上のかたは支給対象外となります。
申 込 方 法	○ 健康福祉課福祉係に申請してください。 ○ 身体障害者手帳、必要書類を持って申請ください。 ○ 用具の種目によっては、身体障がい者更生相談所で判定を受けていただくことがあります。 《必要書類》 ・ 医師の意見書 ・ 指定業者の見積書 ○ 個人番号の記入が必要となります。個人番号カード、もしくは個人番号通知カードをご持参ください。
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課福祉係へ（Tel86-0111）



◎障がい者福祉に関するサービス

名 称	地 域 生 活 支 援 事 業
内 容	障がいのある人が福祉サービスを利用しながら、地域で自立した生活ができるよう支援する事業です。 ○ 日中一時支援事業 障がい者に対し、日中の見守りや日常的な訓練等を行う場を提供し、家族や介護者の一時的な休息が得られるよう支援します。 ○ 移動支援事業 地域における自立生活及び社会参加を促すために、屋外での移動が困難な障がい者に、外出のための支援並びに特別支援学校等への通学支援を行います。 ○ 自動車運転免許取得・改造助成事業 自動車の運転免許の取得や自動車の改造に要する費用の一部を助成し、障がい者の社会参加の促進を図ります。 ○ 意思疎通支援事業 聴覚、言語機能、視覚障がい者の意思疎通を図るため、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。 ○ 訪問入浴サービス事業 家庭において入浴することが困難な身体障がい者等に、入浴機器を使用した訪問入浴サービスを行います。 ○ 相談支援事業（21ページをご覧ください。）
対 象 者	○ 障がい者・児で、町が必要と認めるかた
費 用	○ 原則 1 割の自己負担となります
申 込 方 法	○ 健康福祉課福祉係に申請してください。 ○ 障害者手帳を持って申請ください。 ○ 個人番号の記入が必要となります。個人番号カード、もしくは個人番号通知カードをご持参ください。
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課福祉係へ（Tel86-0111）

◎障がい者福祉に関するサービス

名 称	日 常 生 活 用 具 の 給 付
内 容	○ 重度の障がい者が家庭生活を営むうえでの不便さを解消し、自立した生活を営むことを目的として「日常生活用具」の給付を受けることができます。 （例）特殊寝台、入浴補助用具、移動支援用具、特殊便器、ストマ用装具、住宅改修
対 象 者	○ 身体障害者手帳の交付を受けているかた、難病患者等の対象者で、町が必要と認めたかた ○ 知的障がい者更生相談所で重度、最重度と判定を受けたかた
費 用	○ 原則 1 割の自己負担となりますが、本人と配偶者（障がい児の場合は保護者及び同一世帯員）の町民税課税状況に応じて自己負担上限額が定められます。ただし、一定所得以上のかたは給付対象外となります。
申 込 方 法	○ 健康福祉課福祉係に申請してください。 ○ 身体障害者手帳、用具の見積書を持って申請ください。 ※ストマ用装具の場合、初回の申請時に、購入を希望される業者の聞き取りをさせていただき、町から業者へ見積書の提出の依頼をいたします。 ○ 個人番号の記入が必要となります。個人番号カード、もしくは個人番号通知カードをご持参ください。
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課福祉係へ（Tel86-0111）

◎障がい者福祉に関するサービス

名 称	相 談 支 援 事 業
内 容	相談支援事業所「おきたま」 ☎88-5357 相談支援事業所「こぶし」 ☎85-6550 障がい児相談支援事業所「にこっと」 ☎87-9250 障がい児相談支援事業所「あゆむ」 ☎87-8888
	○ 障がいのあるかたやお子さんの自立した生活を支援するため、上記の事業所に相談業務を委託しています。 ○ 障がいのあるかたやそのご家族の悩みや相談に対して、専門的な職員が相談を受け、そのかたにあった支援を行います。障害福祉サービスを受けたい、働きたい、生活に関する悩み等がありましたらご相談ください。
	相談支援事業所 精神障害者地域活動支援センター 「ライフサポートとまり木」南陽市 ☎40-4055 ○ 地域に生活している精神障がいのあるかたに対して、自立した生活を支援するため、南陽市にある「ライフサポートとまり木」に生活支援・相談業務を委託しています。（原則登録制） ○ 精神障がいのあるかたが通い、地域交流活動等を行うことにより社会参加の促進を図ります。 ・相談・活動日 平日午前8時30分から午後6時まで 第2・第4日曜日午前8時30分から午後0時30分まで
対 象 者	○ 障がい者・児及びご家族
費 用	○ 相談無料
申 込 方 法	○ 相談事業所へ電話をするか、直接お出で下さい。
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課福祉係へ（Tel86-0111）

◎障がい者福祉に関するサービス

名 称	軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業
内 容	○ 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度及び中等度の難聴児に対して、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。
対 象 者	○ 次の要件をすべて満たす児童の保護者 (1) 対象児が交付申請時点で18歳未満であるかた。 (2) 白鷹町に住所を有していること。ただし、対象児が施設入所で町外に住所を有している場合は、保護者が白鷹町内に住所を有していること。 (3) 両耳の聴力レベルが、30dB以上70dB未満で身体障害者手帳の交付対象とならないこと。ただし、30dB未満であっても医師が装用の必要を認めた場合は交付対象とする。 (4) 補聴器の装用により、言語習得等一定の効果が期待できると医師が判断するかた。 ※ただし、上記にかかわらず、世帯員のいずれかが町民税所割額が46万円以上の場合、他制度で補聴器購入の助成を受けられる場合は、対象外となります。
助 成 額	○ 補聴器の種類ごとに基準額が決められており、その基準額と補聴器購入費用を比較して、いずれか少ない方の額に2/3を乗じた額を助成します。
申 込 方 法	○ 健康福祉課福祉係に申請してください。 ○ 申請書のほか、医師の意見書、見積書等が必要です。
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課福祉係へ (Tel86-0111)

◎障がい者福祉に関するサービス

名 称	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付
内 容	○小児慢性特定疾病医療費助成制度の認定を受けた児童が、家庭生活を営むうえでの不便さを解消し、自立した生活を営むことを目的として「日常生活用具」の給付を受けることができます。 （例）特殊寝台、入浴補助用具、歩行支援用具、特殊便器、電気式たん吸引器、頭部保護帽、クールベスト、紫外線カットクリーム、ストマ用装具、人工鼻など
対 象 者	○ 小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けた児童（障害者総合支援法による施策の対象とならないかた）で、町が必要と認めたかた
費 用	○ 家計の負担能力に応じた負担となります。世帯の収入の状況に応じて一部負担があります。
申 込 方 法	○ 健康福祉課福祉係に申請してください。 ○ 小児慢性特定疾病医療費受給者証、用具の見積書を持って申請ください。
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課福祉係へ（Tel86-0111）

◎障がい者福祉に関するサービス

名 称	人工透析患者通院交通費助成事業						
内 容	○ 医療機関において人工透析療法による医療の給付を受けるための通院交通費の助成を行います。 ＜助成額＞ <table border="0"> <tr> <td>20km 未満</td> <td>月額3,000円</td> </tr> <tr> <td>20km 以上30km 未満</td> <td>月額4,000円</td> </tr> <tr> <td>30km 以上</td> <td>月額5,000円</td> </tr> </table> ※ただし、無料送迎を100%利用されているかたは該当しません。 ※距離は往復距離です。	20km 未満	月額3,000円	20km 以上30km 未満	月額4,000円	30km 以上	月額5,000円
20km 未満	月額3,000円						
20km 以上30km 未満	月額4,000円						
30km 以上	月額5,000円						
対 象 者	○ 次の条件を全て満たすかた ① じん臓機能障害による身体障害者手帳を所持し、人工透析療法を受けるために通院しているかた ② 所得税非課税のかたで、生活保護法等により通院交通費の助成を受けていないかた						
申 込 方 法	○ 健康福祉課福祉係に申請してください。 ○ 持ち物) 身体障害者手帳						
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課福祉係へ (Tel86-0111)						

◎障がい者福祉に関するサービス

名 称	在宅酸素療法者支援事業
内 容	○ 医師の処方により在宅酸素療法を必要とするかたが使用している酸素濃縮器の電気料金の助成を行います。 ＜助成額＞ ・身体障害者手帳（呼吸器）3、4級をお持ちのかた（県交付金事業） 月額1,600円を年2回に分けて支給 ・在宅酸素療法を行っているかたで所得税非課税のかた（町単独事業分） 月額800円を年2回に分けて支給
対 象 者	○ 医師の処方により在宅酸素療法を行なっているかた
申 込 方 法	○ 健康福祉課福祉係に申請してください。
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課福祉係へ（Tel86-0111）

◎障がい者福祉に関するサービス

名 称	特別障害者手当・障害児福祉手当の支給
内 容	○ 精神又は身体に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にあるかたに手当の支給をします。 ・手当月額 R6年4月から 20歳以上 28,840円 20歳未満 15,690円 ・支給月 5、8、11、2月の年4回
対 象 者	○ 上記支給要件を満たすかたで次のいずれにも該当するかた ① 病院等に3カ月以上入院していないこと（特別障害者手当のみ）。 ② 施設に入所していないこと。 ③ 本人及び扶養義務者の所得が一定額を越えていないこと。
申 込 方 法	○ 健康福祉課福祉係に申請してください。 ○ 下記必要書類を持って申請ください。 ＜必要書類＞ ・各種手当認定請求書（健康福祉課備え付け） ・医師の診断書（健康福祉課備え付け） ・所得状況届（健康福祉課備え付け） ・口座振替申込書（健康福祉課備え付け） ・住民票謄本 ・戸籍謄本
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課福祉係へ（Tel86-0111）

◎障がい者福祉に関するサービス

名 称	重度障がい者介護者激励金の支給
内 容	○ 20歳以上65歳未満の重度障がい者を在宅で6カ月以上介護している家族に対し、激励金を支給します。 ○ 年26,000円（但し、一人の介護者が2人以上の要介護者を介護している場合でも同額となります。）
対 象 者	○ 20歳以上65歳未満の重度障がい者を在宅で6カ月以上介護している世帯。 ※ 生活保護法による生活保護世帯は対象になりません。
申 込 方 法	○ 地区担当民生委員・児童委員を通して、申請書を健康福祉課福祉係へ提出してください。
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課福祉係(Tel86-0111)へ

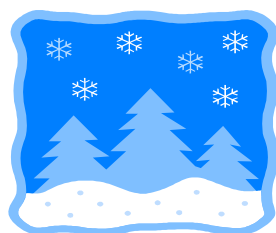


◎障がい者福祉・高齢者福祉等に関するサービス

名 称	灯油等購入費助成事業
内 容	○ 町民生活の経済的負担の軽減を図るため、冬季の灯油等購入費に対する助成を行います。 ○ 1世帯あたり 5,000円 ○ 審査の上、指定の口座に入金
対 象 者	○ 次のいずれかに該当する町民税非課税世帯 (1) 65歳以上の高齢者のみの世帯 (2) 重度心身障害者医療証交付世帯 (3) 児童扶養手当受給世帯 (4) 準要保護認定世帯 ※ 次の場合は対象になりません。 ・生活保護法による生活保護世帯 ・入院や施設入所等により冬期間に在宅での生活実態のない世帯
申 込 方 法	○ 該当する可能性のある世帯に、直接、案内を郵送しますので、交付要件に該当する場合は、申請書を健康福祉課福祉係へ提出してください。審査の上、指定の口座に入金します。
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課福祉係へ (Tel 86-0111)

◎高齢者福祉に関するサービス

名 称	高 齢 者 世 帯 等 雪 は き 支 援 事 業
内 容	○ 雪はきを行うことができない世帯に対して、住居の出入り口から生活道路に出るまでの安全確保のために除雪を行います。
対 象 者	○ 次のいずれかに該当する町民税非課税世帯 (1) 65 歳以上の高齢者世帯 (2) 身体障害者手帳 1 ～ 4 級該当の障がい者のみの世帯 (3) 療育手帳を受けている障がい者のみの世帯 (4) 精神障害者福祉手帳 1 級の障がい者のみの世帯 (5) 上記の各号に該当するかたのみで構成されている世帯 ※ 次の場合は対象になりません。 ・ 近所のかたや親族等の支援が受けられるかた（金銭的な支援を含む） ・ 車庫や小屋等の屋根から落ちた雪の除雪 ・ シルバー人材センターのかたが除雪した後の雪（ブルドーザーが掃いた後の雪など）
申 込 方 法	○ 地区担当民生委員・児童委員を通して、申請書を福祉係へ提出してください。
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課福祉係へ（Tel86-0111）



◎高齢者福祉に関するサービス

名 称	高齢者世帯等雪下ろし費支給事業
内 容	○ 屋根の雪下ろしを行うことができない世帯に対して除雪費の支給を行います。 ○ 1回当たり18,000円を上限とし、1世帯あたり年度内3回まで支給します。
対 象 者	○ 次のいずれかに該当する町民税非課税世帯 (1) 65歳以上の高齢者世帯 (2) 身体障害者手帳1～4級該当の障がい者のみの世帯 (3) 療育手帳を受けている障がい者のみの世帯 (4) 精神障害者福祉手帳1級の障がい者のみの世帯 (5) 上記の各号に該当するかたのみで構成されている世帯で、親族等の支援を受けられない世帯 ※ 次の場合は対象になりません。 ・生活保護法による生活保護世帯 ・近所のかたや親族等の支援が受けられるかた(金銭的な支援を含む) ・車庫や小屋等の屋根の雪下ろし ・雪下ろしを伴わない屋根から落ちた雪のみの排雪
申 込 方 法	○ 地区担当民生委員・児童委員を通して、申請書に請求書または領収書を添え、福祉係へ提出してください。
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課福祉係へ (Tel86-0111)

◎高齢者福祉に関するサービス

名 称	市町村特別給付（おむつ支給事業）											
内 容	○ 在宅において常時失禁状態にある介護の必要な高齢者に対して、紙おむつを支給します。 ○ 対象のかたに業者が直接配達します。 （新規の申請があった場合はその都度申請を受け支給します。） ○ 1 か月当たりの支給上限額は以下のようになります。 <table><tr><td>介護保険制度の利用者負担割合</td><td>1 か月当たりの支給上限額</td><td>1 か月に自宅で介護を受けた日数が14日未満の場合の支給上限額</td></tr><tr><td>1 割のかた</td><td>4, 000円</td><td>2, 000円</td></tr><tr><td>1 割以外のかた</td><td>2, 000円</td><td>1, 000円</td></tr></table>			介護保険制度の利用者負担割合	1 か月当たりの支給上限額	1 か月に自宅で介護を受けた日数が14日未満の場合の支給上限額	1 割のかた	4, 000円	2, 000円	1 割以外のかた	2, 000円	1, 000円
介護保険制度の利用者負担割合	1 か月当たりの支給上限額	1 か月に自宅で介護を受けた日数が14日未満の場合の支給上限額										
1 割のかた	4, 000円	2, 000円										
1 割以外のかた	2, 000円	1, 000円										
対 象 者	○ 65歳以上で、要介護度1以上の常時失禁状態にあるかた。ただし、要介護度1及び要介護度2については、認知症高齢者の日常生活自立度がⅢa以上のかた											
費 用	○ 自己負担はありません。											
申 込 方 法	○ 健康福祉課に申請してください。											
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課介護保険係へ(Tel86-0213)											

◎高齢者福祉に関するサービス

《介護予防・日常生活支援総合事業》

名 称	ハ乙女げんき塾（通所型サービス A）
内 容	○ 地域包括支援センターが作成した計画書に基づき、運動、交流に加え、栄養改善、口腔ケア、認知症予防などを取り入れながら、総合的な健康づくりに取り組んでいる教室です。送迎があります。 会 場：白鷹町老人福祉センター 利用頻度：週に 1 回
対 象 者	○ 65歳以上のチェックリスト（※）該当者 ※心身についての事前聞取りにより確認をします。
費 用	○ 利用料・・・1日 700円
申 込 方 法	○ 健康福祉課に申請してください。
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課地域包括支援センター係へ(Tel86-0112)



◎高齢者福祉に関するサービス

《介護予防・日常生活支援総合事業》

名 称	元気パワーアップクラブ（通所型サービス A）
内 容	○ 地域包括支援センターが作成した計画書に基づき、体力・筋力の維持・向上に向けた運動に取り組んでいる教室です。送迎はありません。 会 場：須貝接骨院 利用頻度：週に1回
対 象 者	○ 65歳以上のチェックリスト（※）該当者 ※心身についての事前聞取りにより確認をします。
費 用	○ 利用料・・・1回200円
申 込 方 法	○ 健康福祉課に申請してください。
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課地域包括支援センター係へ（Tel86-0112）



◎高齢者福祉に関するサービス

《介護予防・日常生活支援総合事業》

名 称	短期集中運動プログラム（通所型サービス C）
内 容	○ 地域包括支援センター、担当のケアマネジャーが作成した計画書に基づき、専門職（作業療法士・管理栄養士・歯科衛生士）の個別相談・指導により、筋力・体力の回復向上を目指し、短期間の集中リハビリに取り組んでいる教室です。送迎はありません。 会 場：健康福祉センター 利用頻度：週1回
対 象 者	○ 65歳以上で要支援1・2の認定を受けているかた ○ 65歳以上のチェックリスト（※）該当者 ※心身についての事前聞取りにより確認をします。
費 用	○ 通所利用料・・・1回400円 ○ 訪問指導料・・・1回500円
申 込 方 法	○ 健康福祉課に申請してください。
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課地域包括支援センター係へ（Tel86-0112）



◎高齢者福祉に関するサービス

《介護予防・日常生活支援総合事業》

名 称	つどいの場 にじ・なないろ（通所型サービスB）
内 容	○ 住民のかたが運営している、いつでも、だれでも気軽につどえる居場所です。歌、趣味活動、体操、モルック、レクリエーション、茶話会など、毎回工夫を凝らした楽しい企画が行われています。 ○ 令和6年度6月をめどに、送迎を開始する予定です。時期が決まりましたら、町報等でお知らせします。 【つどいの場 にじ】 会場：鮎貝 108 番地 白光園：地域交流棟 毎週火曜日と金曜日 午前10時～12時 【つどいの場 なないろ】 会場：荒砥乙 327-3 毎週月曜日と木曜日 午前10時～12時
対 象 者	○ 65歳以上のかた
費 用	○ 利用料・・・1回200円（内容により利用料は変わります）
申 込 方 法	○ 予約不要ですので、いつでもお越しください。
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課地域包括支援センター係へ（Tel86-0112）



◎高齢者福祉に関するサービス

《介護予防・日常生活支援総合事業》

名 称	元気わくわく教室（一般介護予防事業）
内 容	○ 認知症予防・口腔・栄養の視点を取り入れながら、体力・筋力の維持・向上に向けた運動に取り組んでいます。送迎はありません。 ・会 場：各地区コミュニティセンター ・利用頻度：週1回 ○ 男性限定元気わくわく教室 ・会場：健康福祉センター ・利用頻度：月2回 （開催日はお問い合わせください。）
対 象 者	○ 65歳以上のかた
費 用	○ 利用料 1回 200円
申 込 方 法	○ 健康福祉課に申請してください。
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課地域包括支援センター係へ(Tel86-0112)



◎高齢者福祉に関するサービス

《介護予防・日常生活支援総合事業》

名 称	元気ワンダフル教室（一般介護予防事業）
内 容	○ 参加者同士で交流しながら、体力・筋力の維持・向上に向けた運動に取り組んでいる教室です。送迎はありません。 会 場：新野医院運動コーナー 利用頻度：週に1回
対 象 者	○ 65歳以上のかた
費 用	○ 利用料・・・1回200円
申 込 方 法	○ 健康福祉課に申請してください。
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課地域包括支援センター係へ(Tel86-0112)



◎高齢者福祉に関するサービス

名 称	家 族 介 護 支 援 事 業
内 容	○ 介護者同士の交流会や研修会などを開催します。
対 象 者	○ 要介護1～5のかたを介護している家族
費 用	○ 無料
申 込 方 法	○ 開催日などを町報にてお知らせしますので健康福祉課にお申込みください。なお、一定の要件を満たすかた(要介護度が高いかたや認知症高齢者日常生活自立度が低いかたを介護されているかた)へは直接ご案内文を郵送いたします。
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課地域包括支援センター係へ(Tel86-0112)

名 称	介 護 マ ー ク 事 業
内 容	○ 介護者が要介護者と外出するときに周囲の理解を得やすくするための「介護マーク」をお渡しします。 
対 象 者	○ 介護をしているかた
費 用	○ 無料
申 込 方 法	○ 健康福祉課に申請してください。
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課地域包括支援センター係へ(Tel86-0112)

◎高齢者福祉に関するサービス

名 称	のどかカフェ実施事業
内 容	○ 介護中のご家族や地域のかた等、誰もが気軽に参加できる場としてののどかカフェ（認知症カフェ）を開催します。お茶を飲みながら参加者同士の交流を図り、認知症に対する理解を深めます。 ○ 開催日は毎月第4水曜日。変更になる場合もありますので、町のホームページや町報等で日程を確認してください。
対 象 者	○ どなたでも （認知症のかたやその家族のかたにかかわらず、どなたでも大歓迎です。）
費 用	○ 無料
申 込 方 法	○ ちょぼらの家で開催します。申込みは不要です。
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課地域包括支援センター係へ（TEL86-0112）



◎高齢者福祉に関するサービス

名 称	お た っ し ゃ 訪 問 事 業
内 容	① 75歳以上の単身高齢者のかたを対象に、一人暮らしの高齢者の安全な生活を確認するために、福祉職等が訪問し、万一の救急に備え、救急医療情報キットを配布するとともに、健康や生活の状況について、相談を受け支援します。 ② 75歳以上の夫婦のみ世帯を対象に、現在の健康や生活の状況などについてお手紙によりお伺いし、支援が必要なかたへの訪問などを実施します。
対 象 者	① 75歳以上の単身高齢者 ② 75歳以上の夫婦のみ世帯
費 用	○ 無料
申 込 方 法	○ 該当するかたに、直接ご案内いたします。
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課地域包括支援センター係へ(Tel86-0112)



◎高齢者福祉に関するサービス

名 称	認知症初期集中支援推進事業
内 容	① 認知症のかたやその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けて、チーム員による訪問（月1回、約半年間）を行い、継続的なサポートを行います。 ② 認知症などの早期発見・早期治療のために専門医による物忘れ相談を行います。
対 象 者	① 認知症が疑われるかた又は認知症のかたで医療・介護サービスを受けていないかた、医療・介護サービスを受けていても対応に苦慮しているかた ② 物忘れなどが気になるかたやその家族等
費 用	○ 無料
申 込 方 法	○ 健康福祉課にお問い合わせください。
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課地域包括支援センター係へ(Tel 86-0112)

名 称	おでかけ見守り事前登録
内 容	○ 認知症のかたが、徘徊などで家に戻れなくなったり、行方不明になったとき、早期に発見できるように、高齢者のかたの情報を事前に登録し、本人の安全と家族の支援を図ります。
対 象 者	○ 認知症等により徘徊や行方不明になるおそれのある在宅で生活する高齢者とその家族のかた
費 用	○ 無料
申 込 方 法	○ 健康福祉課にお問い合わせください。
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課地域包括支援センター係へ(Tel 86-0112)

◎高齢者福祉に関するサービス

名 称	認知症高齢者運転免許証自主返納等支援事業
内 容	○ 認知症高齢者による危険運転や、自動車による徘徊を防止するため、運転免許証自主返納者及び認知症により運転免許証取消処分を受けたかたに対して、タクシー利用助成券（500 円＊34 枚綴）を交付します。
対 象 者	○ 認知症により要介護または要支援の認定を受けている65歳以上のかたで、運転免許証を自主返納されたかた ○ 75歳以上のかたで、認知症により運転免許証取消処分されたかた ※次ページの事業（デマンドタクシー券交付）との併用はできません。
申 請 期 間	○ 運転免許証返納日から1年間 ○ 運転免許証取消処分をされた日から1年間
費 用	○ 無料
申 込 方 法	○ 健康福祉課にお問合わせください。
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課地域包括支援センター係へ(Tel 86-0112)

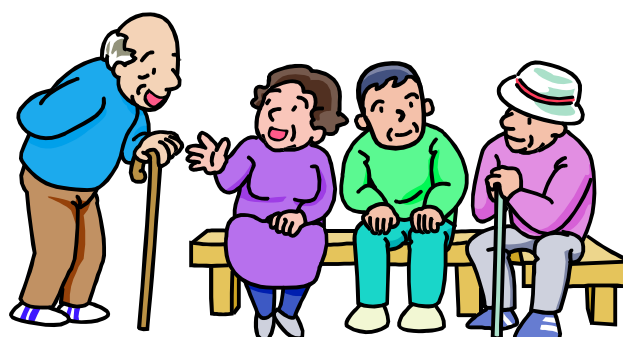


◎高齢者福祉に関するサービス

	65歳以上で運転免許証を自主返納したかたへ
内 容	○ 65歳以上で自主的に運転免許証を返納されたかたへデマンドタクシー料金11,000円分の回数乗車券(100円×10枚綴)を贈呈します。 ○ デマンドタクシー乗車時に運転経歴証明書(※)を提示した場合、デマンドタクシー料金を割引(500円を300円に割引)します。 ※「運転経歴証明書」は警察署で取得(手数料1,100円)できます。
対 象 者	○ 白鷹町に住んでいる65歳以上のかたで運転免許証を自主返納されたかた ※前ページの事業(タクシー利用助成券交付)との併用はできません。
費 用	○ 無料
申 請 期 間	○ 免許証自主返納日から1年間
申 込 方 法	○ 町民課くらし環境係にお問合わせください。
そ の 他	○ お問い合わせは、町民課くらし環境係へ(Tel 85-6131)

◎高齢者福祉に関するサービス

名 称	地域生活あんしんネットワーク事業
内 容	○ 一人暮らし等の高齢者で低所得者を対象に、急病や災害などの緊急時に簡単な操作で受信センターなどに通報することができる機器を設置します。 あらかじめ、かけつけ協力員を登録しておき、緊急時にかけつけてもらうことや、救急車要請をすることができます。
対 象 者	○ 65歳以上で町民税非課税の一人暮らしのかたまたはこれに準ずる高齢者夫婦世帯等で、介護保険の認定を受けているかた、または何らかの支援が必要と認められるかた
費 用	○ 利用料・・・月額500円＋消費税
申 込 方 法	○ 健康福祉課にお問い合わせください。
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課地域包括支援センター係へ(Tel86-0112)



◎高齢者福祉に関するサービス

名 称	成 年 後 見 制 度 利 用 支 援 事 業
内 容	○ 成年後見制度を利用するにあたって費用を負担することが困難なかたに対して、審判の申立てにかかる費用及び後見人等への報酬の助成を行います。 ※成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分なかたについて、法的に権限を与えられた成年後見人等が本人に代わって福祉サービスの利用契約や財産管理を行うことで、本人の生活を支援する制度です。
対 象 者	○ 生活保護を受給しているかたまたは住民税非課税のかたで費用を負担することが困難と認められるかた
費 用	○ 無料
申 込 方 法	○ 健康福祉課にお問合わせください。
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課地域包括支援センター係へ(Tel86-0112)

◎障がい者・高齢者福祉に関するサービス

名 称	置 賜 成 年 後 見 セ ン タ ー
内 容	○ 置賜成年後見センターは、置賜3市5町で共同設置している成年後見などに関する相談機関です。専門職による相談対応や、関係機関と連携などにより、制度の利用に関する相談や円滑な利用のための支援をおこないます。 ※成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分なかたについて、法的に権限を与えられた成年後見人等が本人に代わって福祉サービスの利用契約や財産管理を行うことで、本人の生活を支援する制度です。
対 象 者	○ どなたでも
費 用	○ 相談は無料です。
申 込 方 法	○ 健康福祉課にお問合わせください。
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課地域包括支援センター係へ(Tel86-0112)

◎児童福祉に関するサービス

名 称	児 童 手 当（４月～９月支給分まで）																																							
内 容	○家庭等の生活安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に親等に支給します。 ○支給は、認定請求の翌月から支給事由消滅月までで、６月、１０月、２月の支給月に前月分までの手当を原則口座振替にて支給。 《手当額》 ３歳未満 月額１５，０００円 ３歳以上小学校修了前 ・第１子、第２子 月額１０，０００円 ・第３子以降 月額１５，０００円 中学生 月額１０，０００円 所得制限額以上で所得上限額未満（特例給付）月額５，０００円 所得上限額以上の場合 支給なし 《所得制限額の目安》令和４年６月支給分より 単位（万円） <table><tr><th rowspan="2">扶養親族等の数</th><th colspan="2">所得制限限度額</th><th colspan="2">所得上限限度額</th></tr><tr><th>所得額</th><th>収入額の目安</th><th>所得額</th><th>収入額の目安</th></tr><tr><td>０人</td><td>622</td><td>833.3</td><td>858</td><td>1071</td></tr><tr><td>１人</td><td>660</td><td>875.6</td><td>896</td><td>1124</td></tr><tr><td>２人</td><td>698</td><td>917.8</td><td>934</td><td>1162</td></tr><tr><td>３人</td><td>736</td><td>960</td><td>972</td><td>1200</td></tr><tr><td>４人</td><td>774</td><td>1002</td><td>1010</td><td>1238</td></tr><tr><td>５人</td><td>812</td><td>1040</td><td>1048</td><td>1276</td></tr></table>	扶養親族等の数	所得制限限度額		所得上限限度額		所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安	０人	622	833.3	858	1071	１人	660	875.6	896	1124	２人	698	917.8	934	1162	３人	736	960	972	1200	４人	774	1002	1010	1238	５人	812	1040	1048	1276
扶養親族等の数	所得制限限度額		所得上限限度額																																					
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安																																				
０人	622	833.3	858	1071																																				
１人	660	875.6	896	1124																																				
２人	698	917.8	934	1162																																				
３人	736	960	972	1200																																				
４人	774	1002	1010	1238																																				
５人	812	1040	1048	1276																																				
対 象 者	○ 中学校修了前の児童を養育しているかた																																							
申 込 方 法	○出生や転入等により新規に受給する場合は、「認定請求書」に必要な書類を添付し、健康福祉課窓口へ提出してください。（町民課窓口でもお預かりします） ※添付書類 ・手当の振込を希望する預金通帳の写し ・個人番号の記載が必要となります。申請するかた及び配偶者のマイナンバーカード又は個人番号通知書（通知カード） ・申請するかたの健康保険証の写し。 ※申請者が父母の場合は、収入が多い、支給対象児童を税や健康保険の扶養に付けているなど、児童の生計を維持する程度の高いかたを申請者としてください。 ○手当を受給しているかたで、出生などの事由により支給対象児童数が変わった場合には、「額改定認定請求書」と健康保険証の写しを健康福祉課窓口へ提出してください。（町民課窓口でもお預かりします） ○手当を受けているかたは、加入する年金が変更となった場合届出が必要となります。																																							
そ の 他	○毎年６月に「現況届」の提出が必要でしたが、法改正に伴い、原則不要となります。必要なかたにのみ提出の案内をします。 ○受給者が公務員の場合は、所属長から支給されます。 ○お問い合わせは、健康福祉課こども家庭センター係へ （Tel 86-0212）																																							

◎児童福祉に関するサービス

名 称	児 童 手 当（10月支給分から）
内 容	○家庭等の生活安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に親等に支給します。 ○支給は、認定請求の翌月から支給事由消滅月まで。手当は、偶数月（年6回）に前月分までの2か月分を原則口座振替にて支給。 《手当額》 0～2歳 月額15,000円 3歳以上高校修了前 ・第1子、第2子 月額10,000円 ・第3子以降 月額30,000円
対 象 者	○高校修了前の児童を養育しているかた
申 込 方 法	○出生や転入等により新規に受給する場合は、「認定請求書」に必要な書類を添付し、健康福祉課窓口へ提出してください。（町民課窓口でもお預かりします） ※添付書類 ・手当の振込を希望する預金通帳の写し ・個人番号の記載が必要となります。申請するかた及び配偶者のマイナンバーカード又は個人番号通知書（通知カード） ・申請するかたの健康保険証の写し。 ※申請者が父母の場合は、収入が多い、支給対象児童を税や健康保険の扶養に付けているなど、児童の生計を維持する程度の高いかたを申請者としてください。 ○手当を受給しているかたで、出生などの事由により支給対象児童数が変わった場合には、「額改定認定請求書」と健康保険証の写しを健康福祉課窓口へ提出してください。（町民課窓口でもお預かりします） ○手当を受けているかたは、加入する年金が変更となった場合届出が必要となります。
そ の 他	○毎年6月に「現況届」の提出が必要でしたが、原則不要となりました。必要なかたにのみ提出の案内をします。 ○受給者が公務員の場合は、所属長から支給されます。
	○お問い合わせは、健康福祉課こども家庭センター係へ (Tel 86-0212)

◎児童福祉に関するサービス

名 称	児童扶養手当（ひとり親家庭）		
内 容	○ 離婚などで父又は母と生計をともにしていない児童の親、一定の障がいを持っている親、あるいは親にかわってその子どもを養育しているかたに対して、生活の安定・自立の促進とともに、子どもの健やかな成長を願って支給されます。		
	○ 手当は、奇数月（年 6 回）に前月分までの 2 か月分が支給されます。		
	児童の数		支給額（月額）
			令和 6 年 4 月分から
	1 人目	全部支給	45,500 円
		一部支給	45,490 円～10,740 円
	2 人目	全部支給	10,750 円
		一部支給	10,740～5,380 円
	3 人目以降 （一人につき）	全部支給	6,450 円
		一部支給	6,440 円～3,230 円
	・ 所得額等により手当の一部又は全部が制限されます。		
	・ 一部支給は、所得に応じて支給額が定められています。		
	・ 養育費についても、一部を所得とみなします。		
	※ 内容等は、支給に関する法律で定められています。		
対 象 者	○ 児童（18 歳になった年度末まで・障がい児は 20 歳未満）を養育しているひとり親家庭の父や母、または養育者。		
	※ 次の場合は対象になりません。		
	・ 養育者の所得が一定額以上の場合		
	・ 対象児童が里親に委託されている場合		
	・ 対象児童が児童福祉施設に入所している場合		
	○ 手当を受けてから 5 年が経過したかたについては、就労等の実績がない場合、手当額の一部が制限されることとなっています。		
申 込 方 法	○ 認定請求書に必要書類を添付し、健康福祉課へ提出		
	《必要書類》		
	・ 戸籍謄本	・ 振込希望預金通帳の写し	
	・ 年金手帳の写し		
	※ 同一住所の世帯分離で、ひとり親がその父母等と生計を別に行っている場合など、民生委員・児童委員から証明をもらっていただく場合があります。		
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課こども家庭センター係へ		
	(TEL86-0212)		

◎児童福祉に関するサービス

名 称	特別児童扶養手当【障がい児】						
内 容	○ 精神または身体に障がいのある児童の福祉を増進するために支給されます。 ○ 4月・8月・11月の3回に分けて支給します。 《一人月額》 <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>令和6年4月分から</th></tr> <tr> <td>1級障がい</td><td>55,350円</td></tr> <tr> <td>2級障がい</td><td>36,860円</td></tr> </table> * 内容等は、支給に関する法律で定められています。	区 分	令和6年4月分から	1級障がい	55,350円	2級障がい	36,860円
区 分	令和6年4月分から						
1級障がい	55,350円						
2級障がい	36,860円						
対 象 者	○ 精神または身体に障がいのある20歳未満の児童を扶養している父母または養育者。 ※ 施設に入所しているかた、所得が規定額以上あるかたは支給されません。						
申 込 方 法	○ 認定請求書に必要書類を添付し、健康福祉課へ提出 《必要書類》 ・特別児童扶養手当認定診断書 ・戸籍謄本 ・振込希望預金通帳の写し ・個人番号の記載が必要となります。個人番号の記載が必要となります。申請するかた及び対象のお子さんのマイナンバーカード又は個人番号通知書（通知カード） ※ 支給対象の子どもと受給者が別居している場合など、民生委員・児童委員から証明をもらっていただく場合があります。						
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課こども家庭センター係へ (Tel86-0212)						



◎児童福祉に関するサービス

名 称	白鷹っ子養育事業 【出生祝金・赤ちゃんギフト・絵本贈呈など】
内 容	1. 出生祝金 次代を担うお子さんの健やかな成長を祈念し、誕生時にお祝いとしてお子さん一人につき10万円を贈呈します。 2. ようこそあかちゃん応援メッセージ・ギフト お誕生をお祝いし、子育てを応援するためにメッセージカードや絵本、子育て情報誌等をプレゼントします。保健師による「あかちゃん訪問」の際にお渡しします。 3. 絵本プレゼント 健診時に、お子さんに絵本をプレゼントします。絵本の読み聞かせを通して、親子のあたたかいふれあいの機会となることを願っています。 4. 木育推進・町産材「積み木」プレゼント 地方創生として本町が掲げる「森林・林業再生プロジェクト」の一環として、町内のスギ材で町内の建具職人が制作した「積み木」を9ヶ月健診受診者へプレゼントします。木の良さを親子で体感し、木への親しみを深めましょう。塗料等を使っていないため、安心して遊ぶことができます。
対 象 者	○ 町内に住所を有するお子さん
申 込 方 法	○ 戸籍届出、健診受診等の際にご案内します
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課こども家庭センター係へ（Tel86-0212）

◎児童福祉に関するサービス

名 称	ひとり親家庭生活応援給付金、住まい応援給付金 及び通学応援給付金事業
内 容	○ ひとり親が自立し安心して暮らしていくことができるよう、ひとり親の修学期間における生活の負担軽減を図り資格取得を容易にするため給付します。 ○ ひとり親家庭生活応援給付金 月額 5 万円 ○ ひとり親家庭住まい応援給付金 月額 2 万円 （民間賃貸住宅に住民登録があり他の公的制度による家賃補助等を受けない者。家賃が2万円に満たない場合は、家賃として支払った額） ○ 通学応援給付金 月額 2 万円
対 象 者	○ 児童扶養手当を受給し、県で実施する「高等職業訓練促進給付金」を受給する者
申 込 方 法	○ 「生活応援給付金・住まい応援給付金支給申請書」に必要な書類を添付し、健康福祉課窓口へ提出してください。 ※添付書類 ・ 高等職業訓練促進給付金の給付を受けていることを明らかにする書類 ・ 民間賃貸住宅に係る賃貸借契約書の写し（住まい応援給付金を申請する場合）
そ の 他	○ お問い合わせは、 健康福祉課こども家庭センター係へ (TEL86-0212) ○ 「高等職業訓練促進給付金」についてのお問い合わせは、置賜総合支庁子ども家庭支援課へ (TEL0238-26-6027)

◎児童福祉に関するサービス

名 称	こども園・保育園入所			
内 容	○ 町内入所こども園・保育園			
	名 称	運営主体	定員	保育時間
	愛真こども園	社会福祉法人 白鷹会	90名	午前7時～午後7時
	よつばこども園	社会福祉法人 白鷹会	70名	午前7時～午後7時
	ひがしね保育園	白鷹町社会 福祉協議会	60名	午前7時～午後7時
	さくらの保育園	白鷹町社会 福祉協議会	130名	午前7時～午後7時
対 象 者	○ 保育が必要であると認められた子ども ○ こども園での教育の利用を希望する子ども			
費 用	○ 令和元年10月から保育料(利用料)の無償化が開始になりました。 対象者：3歳から5歳までのすべての子ども 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子ども ○ <u>令和4年4月から町独自の支援として上記以外の子どもも全て無償</u> となりました。 ○ <u>副食費も無償</u> となります。			
申 込 方 法	○ 4月入所については、前年秋に申し込みを受け付けます。詳しい期間、手続き等については、町報等に掲載します。 提出書類：施設型給付費等支給認定申請書兼保育所利用申込書 就労（内定）証明書 等 ※年度途中の入所については、原則入所希望日の3か月前までにご相談ください。			
そ の 他	○ 年齢別定員を超える申し込みがあった場合には、利用について調整をさせていただくため、希望する保育園・こども園に入所できない場合があります。 ○ お問い合わせは、健康福祉課こども家庭センター係へ (Tel86-0212)			

◎児童福祉に関するサービス

名 称	一 時 保 育
内 容	○ 緊急保育サービス 保護者の疾病・入院等により緊急または一時的に保育を必要とする児童に対する保育サービス ○ 私的理由による保育サービス 保護者等の育児に伴う心理的・肉体的負担を軽減するための保育サービス
実 施 箇 所 等	○ 町内各保育園・こども園 さくらの（TEL87-0081）・ひがしね（TEL85-5218） 愛真（TEL85-3160）・よつば（TEL85-0084） 実施時間：午前8時30分～午後4時30分 実施曜日：月～土曜日 ※延長等については、相談に応じます（料金別途）
対 象 者	○ 白鷹町に住所を有する、保育園・こども園に入所していない乳幼児 ○ 里帰り出産等で一定期間白鷹町に居住する乳幼児
費 用	○ 3歳未満児 4時間未満 1,250～1,500 円 4時間以上 2,500～3,000 円 ○ 3歳以上児 4時間未満 1,000～1,100 円 4時間以上 2,000～2,200 円 * 家庭状況により無償となる場合があります。事前にこども家庭センター係にお問い合わせください。 * 4時間以上の場合は食事の提供がある場合があります。施設に直接お問い合わせください。
申 込 方 法	○ 利用したい保育園・こども園に利用日の2日前まで直接申し込んでください。
そ の 他	○ 園によってサービス内容に多少違いがあります。詳しくは申し込み時に確認してください。 ○ お問い合わせは、各施設及び健康福祉課こども家庭センター係へ（TEL86-0212）

◎児童福祉に関するサービス

名 称	働くパパ&ママ子育て応援事業
内 容	○ 病児・病後児保育を必要とする保護者が町外の病児保育施設等を利用した場合の利用料を助成し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。 （1日あたり 2,000 円を上限とします） ー病児保育の概要ー 病気中の子ども（病児）の育児を仕事等により家庭でできない保護者のために、病児保育施設等の専用スペースにおいて、一時的な保育を行うサービスです。 病中又は病気が回復期となったが、いつも通っている保育施設等へ預けることができない場合に利用します。
施 設 等	○ 主な病児・病後児保育施設 長井市（みつばちルーム）はなぞの保育園 Tel0238-87-0885 川西町（げんきルーム）美女木げんき保育園 Tel0238-42-3656 米沢市（りんごのへや）興道南部保育園 Tel0238-21-3756 米沢市（すまいる）塩井保育園 Tel0238-21-1225 ※預かりの対象となる疾患や時間など施設により違いますので、利用登録の際に詳細を確認してください。 ※1日に預かる子どもの数は、各施設2名程度です。
対 象 者	○ 白鷹町に住所を有する保護者及びその子ども
利用登録～ 助成金申請 までの手順	① 事前に利用登録をする（各施設へ） ② 利用したい時は、病児・病後児保育施設に予約する ③ かかりつけ主治医を受診後、確認書をいただく ④ 子どもを病児・病後児保育施設に預ける ⑤ 預かり時間内にお迎え、利用料を支払う ⑥ 後日、町に助成金の交付申請（領収書添付）をする ⑦ 保護者の口座に助成金を入金する
そ の 他	○助成金のお問い合わせは、 健康福祉課こども家庭センター係へ (Tel86-0212)

◎児童福祉に関するサービス

名 称	こども園・保育園開放
内 容	○ 町内の各こども園・保育園で園内や園庭を開放します。園の雰囲気に触れたり、子どもたちの遊びを見たりしながら一緒に遊べます。日によっては園行事にも参加できます。
実 施 箇 所 等	○ 町内各こども園・保育園 ○ 開放日及び開放時間 ・さくらの保育園 毎週水曜日 午前9時30分～11時 ・ひがしね保育園 毎週水曜日 午前9時30分～11時 ・愛真こども園(Tel85-3160) 毎週水曜日 午前10時～11時 ・よつばこども園(Tel85-0084) 毎週火曜日 午前10時～11時
対 象 者	○ 入園していない幼児とその保護者（祖父母等含む）
費 用	○ 無料
申 込 方 法	○ 直接園にお問合せください。
そ の 他	○ 年度当初、年度末は実施されない期間があります。詳しくは各保育園・こども園へお問い合わせください。 さくらの保育園(Tel87-0081) ひがしね保育園(Tel85-5218) 愛真こども園(Tel85-3160) よつばこども園(Tel85-0084)

◎児童福祉に関するサービス

名 称	子育て支援センター『にこぽーと』
実 施 内 容	○ 手遊びや体操、ふれあい遊びを通してスキンシップを図り、子ども同士、保護者や祖父母のかたの交流の場を提供します。 ○ 子育てに関することについて情報提供したり、相談を受けたりします。 ○ すこやか遊び広場 1歳～未就学児、同伴する小学校低学年の児童 ○ 赤ちゃん広場 0歳～1歳（首がすわって歩けるようになるまで）
利用日時及び 場 所	○ 午前9時30分～午後3時30分 ○ すこやか遊び広場（わんぱくホール、園庭） ○ 赤ちゃん広場（多目的室） ○ 日曜・祝日は、わんぱくホールと園庭および絵本の部屋も開放しますので、自由に遊んでください。 ○ 休館日 ・毎週土曜日 ・12月31日～翌年の1月3日
対 象 者	○ 未就学児とその保護者や祖父母、未就学児と同伴した場合小学校低学年児童、町外在住者
費 用	○ 無料
申 込 方 法	○ 申し込みは必要ありません。年度ごとに登録し、利用時は備えつけの利用者カードに必要事項を記入する。
そ の 他	○ お問い合わせは、子育て支援センター「にこぽーと」 受付時間：(平日)午前8時30分～午後5時 (TEL87-0083)

◎児童福祉に関するサービス

名 称	ファミリー・サポート・センター【託児サービス】
内 容	○ 子どもを預かってくれる人がいない、仕事を休めない等、育児をお願いしたいかた（利用会員）に対して、育児を応援したいかた（協力会員）が子育て支援センターや自宅等で子どもを預かり、子育て支援をします。 ーファミリー・サポートの概要ー 子育ての支援を受けたい人と、子育てを応援できるかたで構成される会員組織で、その会員相互による子育て援助活動です。 * 協力会員は、安心して預けていただけるよう講習会等に参加し、保育知識や技術の向上に努めています。
実 施 箇 所	○ 協力会員の自宅 * やむ終えない場合は、相談に応じます。
対 象 者	○ 白鷹町在住のかたまたは白鷹町に勤務するかたで、概ね1歳から小学校6年生までの子どもの保護者
費 用	○ 平日（午前7時から午後7時） 1 時間 600円 それ以外の時間 1 時間 700円 ○ 土・日・祝日 1 時間 700円 ※ 兄弟で預ける場合、2人目以降は利用料金の半額とします。 ※ 休日の保育ニーズに対応し、利用者の経済的負担の軽減を図るため利用時間に応じて利用料の一部を町が助成します。（例えば、4時間利用の場合は1,200円の助成）
申 込 方 法	○ サポートを受けたいかたは、利用会員に登録します。随時受け付けますので、入会手続きをしてください。（印鑑持参） ○ 初めて利用されるかたは、協力会員のかたとの顔合わせを行いますので1週間前まで連絡ください。 ○ 2回目以降利用の場合も、利用日の3日前まで連絡ください。（緊急の場合は随時対応します）
そ の 他	○ 協力会員も随時受け付けています。 ○ お問い合わせは、子育て支援センター「にこぽーと」 受付時間：（平日）午前8時30分～午後5時（TEL87-0083）

◎児童福祉に関するサービス

名 称	放課後児童健全育成事業 【放課後児童クラブ・学童保育】				
内 容	○ 留守家庭となる小学校児童の放課後における指導と、保護育成に寄与することを目的に各小学校単位で設置しています。				
	施設名	蚕桑っ子クラブ	鮎っ子クラブ	エンゼル イン しらたか	東根っ子クラブ
	設置場所	蚕桑地区コミュニティセンター内	白鷹町子育て支援センター内	愛真こども園 地内	東根小学校内
	電話番号	87-1188	87-0084	85-3160	090-9270-8122
	開 所 時 間	月 ～ 金	学校終業～午後7時まで		
		土	午前7時～午後7時		
		学校代 休、長期 休暇	午前7時～午後7時		
	休所日	日曜日、祝日、 お盆、年末年始	日曜日、祝日、 お盆、年末年始	日曜日、祝日、 年末年始	日曜日、祝日、 お盆、年末年始
対 象 者	○ 町内の小学校在席者で、日中家庭での保育が困難な小学校6年生までの児童				
利用料及び軽減制度	○ 登 録 料 無料 ○ 保 険 料 年額 800 円 ○ 通常利用料 月額（おやつ代含み） 小学校1年生～3年生：7,000円 小学校4年生～6年生：6,000円 ※利用料は基本金額を示しています。登録形態やサービス加算によって金額が異なります。 ○ 一時利用もできますので各施設にお問い合わせください。 ◎要保護・準要保護世帯や多子世帯に対し、利用料軽減があります。詳細は、こども家庭センター係にお問い合わせください。				
申 込 方 法	○ 各施設で随時受け付けます。 （原則として1年単位で受け付けます）				

◎児童福祉に関するサービス

名 称	結婚支援（婚活サポート）
内 容	町から委嘱された婚活サポート委員が、結婚を真剣に考えているかたへのお見合いセッティングや出会いの場の創出など、そのかたに合った結婚に向けた相談やアドバイスをを行います。 《主な事業》 ・結婚相談活動（婚活応援室等） ふれあいプランナーや婚活サポート委員による相談 ・出会いサポート事業 やまがたハッピーサポートセンターへの登録料や自身の魅力向上に向けたセミナー等受講料の全額を助成 ・婚活イベント開催 出会いの場を創出するため、イベントを開催 ・おいしい近場で「はじめまして」事業 『婚活』という言葉が敬遠される傾向にあることから、気軽に身近な出会いの場を創出する「恋活」から始める事業。町内飲食店等の協力により、気軽に参加できる出会いの場をつくる。 ・企業間交流促進事業 出会いの場づくりとして、異業種交流等を推進。 ・縁結びサンクス事業（成婚仲人報償金） 町の人口増加や定住化が図られる婚姻を取り持った仲人に対し謝金を贈呈。
対 象 者	○ 結婚を希望する独身の男女
申 込 方 法	○ 相談は随時受付（日時は相談者の都合に合わせます） ○ 毎週火曜日に婚活応援室を、K's space（山口地内）で開催（相談者の都合に合わせて設定することも可能） ※詳しくは、町報、町ホームページでお知らせします。
そ の 他	○ お問い合わせは、 健康福祉課こども家庭センター係へ（Tel 86-0212）

◎児童福祉に関するサービス

名 称	結婚新生活支援事業
内 容	【国補助】 結婚して新生活をスタートする新婚世帯を応援するため、新居となる家賃や住宅の購入費、引越し費用など、最大60万円（夫婦とも29歳までのかた）30万円（30～39歳までのかた）を補助します。 【町補助】 新婚世帯に対して「しらたか新婚応援ポイント」としてゆうーる電子ポイント5万円相当分を贈呈します。
対 象 者	【国補助】 対象となる世帯（夫婦）は、次の条件をすべて満たす世帯です。 （1）夫婦共に婚姻の時点で満39歳以下であること （2）夫婦の前年所得額の合計が500万円未満である世帯 ※1 貸与型奨学金を返済している場合は、返済額を所得額から控除します。 （3）令和6年1月1日以降に婚姻届を提出し、白鷹町に住民票がある世帯 （4）夫婦ともに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員等でない世帯 （5）夫婦ともに住民税等の滞納がない世帯 （6）他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。 【町補助】 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに婚姻届を町へ提出した婚姻後も引き続き町内に住所を有する夫婦（収入要件、初婚・再婚は問わない）
申 込 方 法	○ 婚姻届提出時及び町報や町ホームページでお知らせします。 ○ 申請時に必要な書類等については、町ホームページからダウンロードか健康福祉課子ども家庭センター係にお問い合わせください。 ○ お問い合わせは、健康福祉課こども家庭センター係へ（Tel86-0212）

◎健康を増進し維持するためのサービス

名 称	こども家庭センター運営事業
内 容	○ 従来の「子育て世代包括支援センター」「子ども家庭総合支援拠点」の機能を統合し、一体的に相談支援を行う機関「こども家庭センター」を設置し、寄せられる相談等に対し保健師、保育士等の専門職が対応し、様々な機関と連携・情報共有等を図りながら全ての子ども、妊産婦、子育て世帯等に対しきめ細やかな支援を実施していきます。
	○ 母子手帳アプリを活用し、乳幼児健診の案内や子育て情報の発信をプッシュ型で通知、また、個人で予防接種管理ができるサービスを提供します。 ○ オンライン相談：母子手帳アプリを利用し、スマホやタブレット、パソコンで自宅からビデオ通話ができます。感染症や外出の心配なく相談できます。
対 象 者	○全てのこども及び妊産婦並びに子育て世帯等
そ の 他	○ お問い合わせは 健康福祉課 こども家庭センター係へ (Tel86-0212)



◎健康を増進し維持するためのサービス

名 称	伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金
内 容	○ 妊婦さんや子育て世帯の皆様が安心して妊娠・子育てできるよう、妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図ります。 ○ 妊娠届出時、妊娠8か月頃、あかちゃん訪問時に保健師の面談による支援を行います。
	○ 妊娠の届出を行った妊婦さんに、出産応援給付金5万円を支給します。 ○ 出生の届出を行った子育て世帯のかたに、お子さん一人につき、子育て応援給付金5万円を支給します。
対 象 者	○ 妊娠・出産・子育てに関する悩みや不安がある保護者
	○ 妊娠中のかた、子育て中の家族
そ の 他	○ お問い合わせは 健康福祉課こども家庭センター係へ（TEL86-0212）

名 称	不育・不妊治療費助成事業
内 容	○ 不育・不妊治療を受けているご夫婦に、その治療費の一部を助成します。 ○ 1年度あたり25万円を限度に助成します。
対 象 者	○ 町内に住所を有しており、医師から不育・不妊治療が必要と診断されたご夫婦
申 込 方 法	○ 医療機関の証明書、領収書等を添えて、申請します。 詳しくは、町ホームページをご覧ください。健康福祉課までお問合せください。
そ の 他	○ お問い合わせは 健康福祉課こども家庭センター係へ（TEL86-0212）

◎健康を増進し維持するためのサービス

名称	妊娠確定までの産婦人科受診料支援事業
内 容	○ 妊娠判定から妊娠確定までの産婦人科受診料について、1万円を上限に助成します。
対 象 者	○ 町内に住所を有しており、妊娠判定から妊娠確定までの間に産婦人科医療機関を受診したかた
申 込 方 法	○ 妊娠判定から妊娠確定までに係る領収書及び診療明細書等の写しを添えて申請します。
そ の 他	○ お問い合わせは 健康福祉課こども家庭センター係へ（Tel86-0212）

名称	母子健康手帳の交付
内 容	○ 妊婦さんの健康と健やかなお子さんの成長を支援するため、母子健康手帳を交付します。
対 象 者	○ 妊娠されたかた
申 込 方 法	○ 医療機関の発行する妊娠届書を持って、健康福祉課で手続きをしてください。 ○ 個人番号の記入が必要となります。個人番号カード、もしくは、個人番号通知カードと本人確認ができるもの(運転免許証、保険証など)をお持ちください。
そ の 他	○ お問い合わせは 健康福祉課こども家庭センター係へ（Tel86-0212）



◎健康を増進し維持するためのサービス

名 称	妊婦健康診査受診票の交付																
内 容	○ 妊婦健康診査にかかる費用について助成します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>検査の内容</th><th>公費助成上限額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>妊婦健康診査（初回）</td><td>10,000円</td></tr> <tr> <td>〃 （2回目～14回目）</td><td>1回につき 5,000円</td></tr> <tr> <td>子宮頸がん検診</td><td>3,400円</td></tr> <tr> <td>HTLV-1抗体検査</td><td>2,290円</td></tr> <tr> <td>性器クラミジア抗原検査</td><td>2,100円</td></tr> <tr> <td>超音波検査(特定)(初回)</td><td>5,300円</td></tr> <tr> <td>超音波検査(特定)②～④</td><td>4,770円</td></tr> </tbody> </table> ○ 県外に里帰りする予定のかたは、事前にご相談ください。	検査の内容	公費助成上限額	妊婦健康診査（初回）	10,000円	〃 （2回目～14回目）	1回につき 5,000円	子宮頸がん検診	3,400円	HTLV-1抗体検査	2,290円	性器クラミジア抗原検査	2,100円	超音波検査(特定)(初回)	5,300円	超音波検査(特定)②～④	4,770円
検査の内容	公費助成上限額																
妊婦健康診査（初回）	10,000円																
〃 （2回目～14回目）	1回につき 5,000円																
子宮頸がん検診	3,400円																
HTLV-1抗体検査	2,290円																
性器クラミジア抗原検査	2,100円																
超音波検査(特定)(初回)	5,300円																
超音波検査(特定)②～④	4,770円																
対 象 者	○ 妊娠されたかた																
申 込 方 法	○ 母子健康手帳と同時に受診票を交付します。																
そ の 他	○ お問い合わせは 健康福祉課こども家庭センター係へ（Tel86-0212）																

名 称	妊婦歯科健康診査事業
内 容	○ 妊娠中から口や歯の健康を守るために、妊婦向けの歯科健康診査を行います。
対 象 者	○ 妊娠中のかた
申 込 方 法	○ 母子健康手帳と同時に受診票を交付します。
そ の 他	○ お問い合わせは 健康福祉課こども家庭センター係へ（Tel86-0212）

◎健康を増進し維持するためのサービス

名 称	ニコニコマタニティライフ応援事業
内 容	○ 妊婦さんが出産及び妊婦健康診査の際に安心して通院し、出産に望めるよう妊娠中の経済的負担を軽減することを目的として、妊婦さん1人につき3万円を助成します。
対 象 者	○ 町内に住所を有するかたで、母子健康手帳の交付を受けた妊婦。ただし、申請の時点で妊娠が継続しているかた(出産前まで)が対象です。
申 込 方 法	○ 母子健康手帳、本人が確認できる保険証か免許証をお持ちになり、申請します。
そ の 他	○ お問い合わせは 健康福祉課こども家庭センター係へ (Tel86-0212)

名 称	マタニティママ & パパサロン
内 容	○ 妊娠中のママとパパで妊娠、出産、子育てに関する話をしたり、助産師や管理栄養士、歯科衛生士に相談できるサロンを開催します。
対 象 者	○ 妊娠されたかた及びその配偶者や家族
申 込 方 法	○ 日程、時間については広報しらたか等をご覧の上、お電話や母子手帳アプリからお申し込みください。
そ の 他	○ お問い合わせは 健康福祉課こども家庭センター係へ (Tel86-0212)

◎健康を増進し維持するためのサービス



名 称	新生児聴覚検査助成事業
内 容	○ 出生児の聴覚障害の早期発見及び早期療育のため、検査に必要な費用を公費で負担いたします。
対 象 者	○ 町内の出生児
費 用	○ 自己負担はありません。
申 込 方 法	○ 聴覚検査にかかった費用がわかる領収書、検査結果がわかる書類を添えて、申請します。
そ の 他	○ お問い合わせは 健康福祉課こども家庭センター係へ（Tel86-0212）

名 称	未熟児養育医療事業
内 容	○ 身体の発育が未熟なまま生まれ入院を必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療費を公費で負担いたします。
対 象 者	○ 指定医療機関の医師が、入院治療を必要と認めた1歳未満の乳児
費 用	○ 世帯の所得税額により自己負担金が発生します。ただし、事前に必要な手続きをしていただくことにより、子育て支援医療の給付金を自己負担金に充当することができます。
申 込 方 法	○ 養育医療給付申請書と指定養育医療機関の医師が記載した養育医療意見書、世帯調書を添えて申請してください。申請書等は健康福祉課健康推進係にありますのでご相談ください。
そ の 他	○ お問い合わせは 健康福祉課こども家庭センター係へ（Tel86-0212）

◎健康を増進し維持するためのサービス

名 称	産後ケア事業
内 容	○ 助産師等が産後の母子の心身の状態に応じたケア（乳房ケア含む）を提供し、母子とそのご家族が健やかな子育てができるよう支援します。 ・短期入所型…産科医療機関に宿泊しケアを受けます。 ・通所型、訪問型…助産院や自宅でケアを受けます。
対 象 者	○ 町内に住所がある、もしくは当町に里帰り出産で滞在しているおおむね産後1年以内の母子で、産後の体調や子育てに不安があるかた等
費 用	○ 短期入所型 …1泊 1500円 ○ 通所、訪問型…1回 500円
申 込 方 法	○ 事前に申込みが必要です。申請書の提出が必要です。
そ の 他	○ お問い合わせは 健康福祉課こども家庭センター係へ（TEL86-0212）

名 称	産後1か月健診費用助成事業
内 容	○ 産婦及びお子さんの産後2週間健診及び1か月健診にかかった費用を全額助成します。
対 象 者	○ 産後2週間健診及び産後1か月健診等を受けた産婦及びお子さん ○ 出産・出生日、健診日及び助成金交付申請日に町内に住所があるかた
申 込 方 法	○ 健診に係る領収書及び診療明細書等の写し、健診日及び結果がわかる書類を添えて、申請します。
そ の 他	○ お問い合わせは 健康福祉課こども家庭センター係へ（TEL86-0212）

◎健康を増進し維持するためのサービス

名 称	離乳食クッキングサロン
内 容	○ ママ達で交流しながら、離乳食について学びます。
対 象 者	○ 離乳期のお子さんのご家族
申 込 方 法	○ 日程、時間については広報しらたか等をご覧のうえ、お電話でお申し込みください。
そ の 他	○ 託児も行っています。 ○ お問い合わせは 健康福祉課こども家庭センター係へ(Tel86-0212)

名 称	乳幼児健康診査
内 容	○ 乳幼児の心身発育状況等の健康診査を行い、異常があった場合の早期発見と子育てに関する相談等を行います。 《乳幼児健康診査》 ・ 3か月、9か月児健診 ・ 1歳6か月児健診 ・ 2歳児歯科健診 ・ 3歳児健診
対 象 者	○ 生後3カ月の乳児 ○ 生後9カ月の乳児 ○ 1歳6か月から2歳未満の幼児 ○ 2歳の幼児 ○ 3歳の幼児
費 用	○ 自己負担はありません。
申 込 方 法	○ 日程、時間については広報しらたか等をご覧のうえ、直接会場におこしください。
そ の 他	○ お問い合わせは 健康福祉課こども家庭センター係へ (Tel86-0212)



◎健康を増進し維持するためのサービス

名 称	3歳児眼科健診
内 容	○ 弱視等の眼科異常を早期発見し、適切な治療等につなげるため眼科健診を行います。
対 象 者	○ 3歳のお子さん（3歳児健診を受診したかた）
申 込 方 法	○ 3歳児健診を受診したかたに「受診票」を交付します。眼科医院を受診し、健診を受けます。
そ の 他	○ お問い合わせは 健康福祉課こども家庭センター係へ（TEL86-0212）

名 称	フッ素塗布事業
内 容	○ 乳幼児期から歯に対する意識を高め、正しいブラッシングを習得し、フッ素塗布による歯の強化とむし歯予防を目的とします。 ・ 歯科医師による歯科診察 ・ 歯科衛生士によるブラッシング指導 ・ 歯科衛生士によるフッ素塗布
対 象 者	○ 1歳6ヵ月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診を受診し、フッ素塗布を希望する幼児
費 用	○ 自己負担はありません。
そ の 他	○ お問い合わせは 健康福祉課こども家庭センター係へ（TEL86-0212）

名 称	こどもの歯の健康教室
内 容	○ こども自身（園児については保護者含む）が歯科の健康に興味をもち、正しい歯磨きができ、将来にわたってよりよい口腔内の健康を保つことができるよう歯科衛生士による歯の健康教室を行います。
対 象 者	○ こども園・保育園児とその保護者 ○ 小学生・中学生
そ の 他	○ お問い合わせは 健康福祉課こども家庭センター係へ（TEL86-0212）

◎健康を増進し維持するためのサービス

名 称	すくすく発達相談
内 容	○ こどもの発育発達に詳しい専門家（公認心理師）による、ことばや発達等についての相談を行います。 ○ 就学に向けた相談を7月に行います。教育委員会が担当します。
対 象 者	○ 幼児から小学生程度の児童とその保護者
申 込 方 法	○ 事前に申し込みが必要です。
そ の 他	○ お問い合わせは 健康福祉課こども家庭センター係へ（TEL86-0212）

名 称	ペアレント・トレーニング
内 容	○ 保護者のかたがお子さんへの肯定的な働きかけを学び、子育ての困りごとを軽減し、お子さんの発達促進や行動改善につながるよう公認心理師によるペアレント・トレーニングを実施します。
対 象 者	○ 幼児から小学生程度のお子さんを持ち、お子さんへの接し方を学びたいかた
申 込 方 法	○ 事前に申し込みが必要です。
そ の 他	○ お問い合わせは 健康福祉課こども家庭センター係へ（TEL86-0212）

名 称	子育てをまなぶ・たのしむパパ教室
内 容	○ 父親同士の交流や子育ての方法を学び、こどもや家族と楽しく過ごすためのスキルを向上できるよう、子育て等に関する教室を開催します。
対 象 者	○ 妊婦の夫、子育て中の父親
申 込 方 法	○ 日程、時間については広報しらたか等をご覧の上、お電話や母子手帳アプリからお申し込みください。
そ の 他	○ お問い合わせは 健康福祉課こども家庭センター係へ（TEL86-0212）

◎健康を増進し維持するためのサービス

名 称	定 期 予 防 接 種
内 容	○ こどもの健康と感染症予防のため予防接種を実施します。 【対象とする感染症】 ・ロタウイルス・B型肝炎・ヒブ感染症・小児の肺炎球菌感染症・ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ（急性灰白髄炎）・結核・麻しん（はしか）、風しん・水痘・日本脳炎・ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん）
	○ 風しん追加的対策 特に抗体保有率が低い年代の男性に対し、抗体検査及び予防接種（定期）を実施します。
対 象 者	○ 生後2ヵ月から27歳のかた ※ 予防接種により対象年齢が異なります。
	○ 風しん追加的対策 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性
費 用	○ 無料
申 込 方 法	○ 町で委託している医療機関に直接電話等で予約をして受けてください。予診票を紛失したかたは、お問い合わせください。 ○ 県外で接種を希望する場合には、事前にご相談ください。
	○ 風しん追加的対策 ○ 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれのかたでまだ抗体検査を受けていないかたに、クーポン券をお送りしています。 ○ 職場の健診や医療機関で抗体検査・予防接種を受けることができます。
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課健康推進係へ (TEL86-0210)

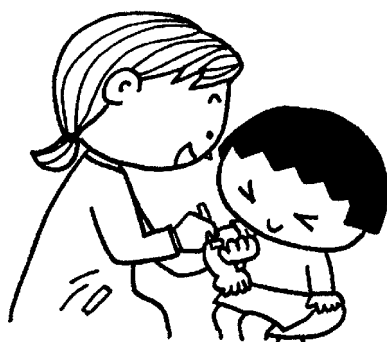
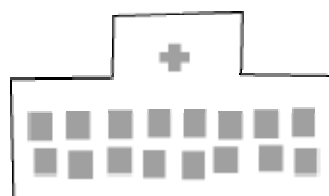
◎健康を増進し維持するためのサービス

名 称	高齢者インフルエンザ予防接種事業
内 容	○ 高齢者の健康とインフルエンザ予防のため、予防接種を実施します。 ○ 接種費用のうち 2,000 円を助成します。
対 象 者	○ 町内に住所を有する 65 歳以上（接種時点において 65 歳に達している）のかた。もしくは 60 歳以上 65 歳未満で心臓・腎臓などに障害があるかた（身体障害者手帳 1 級程度）で接種を希望するかた
申 込 方 法	○ 医療機関に電話予約のうえ接種を受けてください。 ○ 県外で接種を希望する場合には、事前にご相談ください。
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課健康推進係へ (Tel 86-0210)

名 称	小児インフルエンザワクチン接種費用助成事業
内 容	○ 小児のインフルエンザによる感染症の予防と健康の保持のためにワクチン接種を実施します。 ○ ワクチン接種費用について助成します。 1 回の助成限度額 2,000 円 ○ 接種回数 6 ヶ月から 13 歳未満のかた 2 回 13 歳以上のかた 1 回
対 象 者	○ 町内に住所を有する生後 6 ヶ月から中学 3 年生
申 込 方 法	○ 接種時期になりましたら、広報しらたか等で詳細をお知らせいたします。
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課健康推進係へ (Tel 86-0210)

◎健康を増進し維持するためのサービス

名 称	妊婦インフルエンザワクチン接種費用助成事業
内 容	○ 妊婦のインフルエンザ感染予防・重症化予防を図り、妊娠期を母子ともに健康に過ごすことができるよう、ワクチン接種を実施します。 ○ 接種費用のうち 2,000 円を助成します。
対 象 者	○ 町内に住所を有するかたで、母子健康手帳の交付を受けているかた
申 込 方 法	○ 対象となるかたには母子手帳交付時に説明いたします。 ○ ワクチン接種後、接種費用がわかる領収書等の写し、母子健康手帳（表紙）の写し等を添付の上、健康福祉課窓口でお手続きください。
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課健康推進係へ (Tel 86-0210)



◎健康を増進し維持するためのサービス

名 称	高 齢 者 肺 炎 球 菌 ワ ク チ ン 予 防 接 種 費 用 助 成 事 業
内 容	○ 高齢者の健康と肺炎球菌による肺炎の予防のため、予防接種を実施します。 ○ 接種費用のうち 3,000 円を助成します。ただし 1 回を限度とします。
対 象 者	《定期予防接種》 ○ 町内に住所を有するかたで、接種時点において 65 歳のかた、もしくは 60 歳以上 65 歳未満で心臓・腎臓などに障害があるかた（身体障害者手帳 1 級程度）で接種を希望するかた。ただし、今までに肺炎球菌予防接種を受けたことのあるかたは除きます。 《任意予防接種》 ○ 町内に住所を有する 65 歳以上のかたで、心臓・腎臓などに障害があるかた（身体障害者手帳 1 級程度）で接種を希望するかた。ただし、今までに町の助成を受けたことのあるかたは除きます。 ※接種が健康保険対象になるかたは対象となりません。
申 込 方 法	《定期予防接種》 ○ 対象となるかたには、個別にご案内します。60 歳以上 65 歳未満で心臓・腎臓などに障害があるかた（身体障害者手帳 1 級程度）で接種を希望するかたは、健康推進係にお申し込みください。 ○ 県外で接種を希望する場合には、事前にご相談ください。 《任意予防接種》 ○ 健康推進係にお申し込みください。
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課健康推進係へ (Tel 86-0210)

◎健康を増進し維持するためのサービス

名 称	風しん予防接種費用助成事業
内 容	○ 妊娠初期の女性が風しんに感染することを防ぎ、先天的な障がいを持ったこどもが生まれることを防ぐため、抗体検査、予防接種に要する費用を助成します。
対 象 者	○ 過去に抗体検査を受けたことがあるかた、予防接種歴が2回以上あるかた、風しんにかかったことがあるかたを除きます。 【抗体検査】 ○ 妊娠を希望している29～50歳(令和6年4月1日時点)の女性 ○ 妊娠を希望している29～50歳(令和6年4月1日時点)の女性の夫及び同居家族 ○ 妊婦（抗体価が低いかた）の夫及び同居家族 【予防接種】 ○ 上記の抗体検査を受けたかたのうち、抗体価が十分でないと判断されたかた ○ 妊婦健康診査等の検査で抗体価が十分でなかったかた ○ 風しん追加的対策対象者（定期予防接種対象者を除く。）で上記抗体検査対象者に該当するかた
費 用	○ 抗体検査：自己負担はありません。 ○ 予防接種： //
申 込 方 法	○ 健康福祉課健康推進係にお申し込みください。電話でのお申し込みも受け付けております。
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課健康推進係へ (TEL86-0210)

◎健康を増進し維持するためのサービス

名 称	健 康 手 帳 の 交 付
内 容	○ 健康管理に役立てていただくために必要に応じて交付します。健康診査や健康教室、健康相談等の結果を記入する他、手帳を持って医療機関を受診し受診時の結果を記録してもらい、日頃の健康づくりに役立てましょう。
対 象 者	○ 40歳以上で希望するかた
申 込 方 法	○ 健康福祉課へお申し込みください。 ○ 健康教室、健康相談時にも交付します。
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課健康推進係へ (Tel86-0210)

名 称	健 康 相 談
内 容	○ 健康診査受診後の相談や、心身の健康に関すること等でお悩みのかたの相談に応じます。 ○ 年に5回公認心理師による「こころの健康相談」を開催しております
対 象 者	○ 心身の健康等に関する事で悩んでいるかたやそのご家族
申 込 方 法	○ 健康福祉課に直接お申し込みください。 ○ 面接・電話相談を行っております。
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課健康推進係へ (Tel86-0210)

◎健康を増進し維持するためのサービス

名 称	健 康 教 室
内 容	○ 生活習慣病予防や健康に関する正しい情報をお伝えし、心身ともに健康な生活を送ることができるよう、地区ごとの教室、食生活改善に関する教室などを行います。
対 象 者	○ 各種健（検）診で所見のあったかた ○ 希望されるかた
費 用	○ 一部実費徴収がある場合もあります。
申 込 方 法	○ 健康福祉課にお申し込みください。
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課健康推進係へ (Tel86-0210)

名 称	家 庭 訪 問 事 業
内 容	○ 療養上の保健指導が必要であると認められるかた及びその家族に対して、保健師が訪問し支援します。
対 象 者	○ 健康診査やがん検診等で健康管理上訪問での支援が必要なかた ○ 訪問を希望されるかた
申 込 方 法	○ 健康福祉課に直接お申し込みください。
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課健康推進係へ (Tel86-0210)

◎健康を増進し維持するためのサービス

名 称	健 康 診 査	
内 容	○ 健康診査、特定健診、後期高齢者健診 ○ 胃がん検診・大腸がん検診・肺がん検診・前立腺がん検診 ○ 肝炎ウイルス検査 ○ 乳がん検診、子宮頸がん検診(南陽検診センター及び町指定医療機関で受診します。) ○ 歯周疾患検診(歯科医療機関で個別に受診します。)	
対 象 者 (自己負担)	健康診査	19～39 歳のかた(3,000 円)
	特定健診	40～74 歳で白鷹町国民健康保険にご加入のかた (40～64 歳 2,500 円、65～74 歳 1,700 円)
	後期高齢者健診	75 歳以上、及び 65 歳以上で 4 月以降に後期高齢者医療 保険者証に切り替わるかた(0 円)
	肺がん検診	40 歳以上のかた(40～64 歳 600 円、65 歳以上 0 円)
	胃がん検診	40 歳以上のかた (40～69 歳 1,600 円、70 歳以上 1,000 円)
	大腸がん検診	40 歳以上のかた(800 円)
	前立腺がん検診	40 歳以上の男性のかた (40～69 歳 1,500 円、70 歳以上 1,000 円)
	肝炎ウイルス検査	今年度 40 歳になられるかた、41 歳以上のかたで 今まで受けたことがないかた(1,000 円)
	子宮頸がん検診	20 歳以上の女性のかた (20～69 歳 1,500 円、70 歳以上 1,000 円)
	乳がん検診	40 歳以上の女性のかた (40～69 歳 2,000 円、70 歳以上 1,000 円)
	歯周疾患検診	40・50・60・70 歳になられるかた(無料)
	骨密度検査	40・45・50・55・60・65・70 歳の女性(300 円) その他の年齢のかた(2,200 円)
申 込 方 法	○ 随時お電話で申し込みができます。健康推進係までお知らせください。	
そ の 他	○ 肝炎ウイルス検査は節目年齢、子宮頸がんは 21 歳、乳がんは 41 歳のかたに検診が無料で受けられるクーポンを郵送します。 ○ 年齢は、令和 7 年 4 月 1 日現在の満年齢です。 ○ 肝炎ウイルス検査は置賜保健所等でも無料で実施していますので、希望される場合は直接保健所へお問い合わせください。 ○ 生活保護を受給しているかたは対象年齢の集団検診が無料で受診できます。下記にお問合せください。 ○ お問い合わせは、健康福祉課健康推進係へ (Tel 86-0210)	

◎健康を増進し維持するためのサービス

名 称	人間ドックへの助成					
内 容	○ 白鷹町立病院で行う人間ドックの助成を行います。					
○ 人間ドック 19 歳以上の社会人のかた 町補助、国保補助あり						
町補助、国保補助、自己負担(単位：円)			※年齢は令和 7 年 4 月 1 日現在の満年齢			
		19～39 歳		40～74 歳		75 歳以上
		町国保	社保等	町国保	社保等	
半日 男	町補助	10,100	10,100	10,100	10,100	10,100
	国保補助	12,200	-	12,200	-	-
	自己負担	11,000	本人 25,000 家族 22,000	11,000	本人 25,000 家族 22,000	22,000
半日 女	町補助	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
	国保補助	13,700	-	13,700	-	-
	自己負担	13,000	本人 28,000 家族 25,000	13,000	本人 28,000 家族 25,000	25,000
終日 男	町補助	16,300	16,300	16,300	16,300	16,300
	国保補助	17,100	-	17,100	-	-
	自己負担	15,000	本人 33,000 家族 30,000	15,000	本人 33,000 家族 30,000	30,000
終日 女	町補助	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000
	国保補助	17,900	-	17,900	-	-
	自己負担	17,000	本人 36,000 家族 33,000	17,000	本人 36,000 家族 33,000	33,000
後期高齢 半日 男	町補助	-	-	-	-	7,000
	自己負担	-	-	-	-	15,000
後期高齢 半日 女	町補助	-	-	-	-	10,000
	自己負担	-	-	-	-	18,000
後期高齢 終日 男	町補助	-	-	-	-	7,000
	自己負担	-	-	-	-	20,000
後期高齢 終日 女	町補助	-	-	-	-	10,000
	自己負担	-	-	-	-	25,000
申 込 方 法	○ 人間ドック(年度途中)は直接白鷹町立病院にお申し込みください。(Tel85－2155)					
そ の 他	○ お問い合わせは、白鷹町立病院へ (Tel85－2155)					

◎健康を増進し維持するためのサービス

名 称	こどもの健康づくり健診事業
内 容	○ 健康や日常生活に関わる調査と血液検査を実施し、こども達の健康の現状について把握します。その上でより早いうちから家庭や地域ぐるみで生活習慣病予防の健康づくりに取り組んでいただけるように情報提供や支援を行います。
対 象 者	○ 町内にお住いの小学5年生、中学2年生の希望者
費 用	○ 無料
申 込 方 法	○ 対象のかたには個別に案内をお送りします。
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課健康推進係へ (Tel86-0210)

名 称	しらたか ^{けんこう} 健紅マイレージ事業
内 容	○ 「日本の紅をつくる町」の健康づくりポイント事業 ○ 健康づくりでポイントを貯めることができるマイレージシートを配付して、健康づくりを楽しく続けられるようにします。ポイントが一定を超えると特典を受けられます。
対 象 者	○ 町内にお住いの19歳以上のかた (令和7年4月1日での満年齢)
費 用	○ 無料
申 込 方 法	○ しらたか健紅マイレージシートを健康福祉課やコミュニティセンター窓口で配付します。
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課健康推進係へ (Tel86-0210)

◎健康を増進し維持するためのサービス

名 称	運動で自分磨きプログラム
内 容	○ 自分にあったコースを選んで楽しみながら運動が続けられる機会を提供します。 ○ コースや会場、日時については町報等でお知らせします。
対 象 者	○ 町民のかた
申 込 方 法	○ 年度はじめに参加者を募集する他、随時受付 ○ 健康推進係にお申し込みください。
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課健康推進係へ (TEL86-0210)

名 称	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業
内 容	○ 健康診査や医療、介護の情報から明らかになった健康面の課題について個別の保健指導や介護予防教室での健康教育を行い、健康寿命の延伸を目指します。
対 象 者	○ 町民のかた
申 込 方 法	○ 申し込み不要 ○ 個別の保健指導の対象のかたには保健師や管理栄養士がご連絡します。
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課健康推進係へ (TEL86-0210)



◎健康を増進し維持するためのサービス

名 称	献 血
内 容	○ 400ml 献血 全血採血です。
対 象 者	○ 血圧や血液の比重等により判断されます。会場の医師の診断を受けてください。 ○ 年齢 男性 17 歳～69 歳 女性 18 歳～69 歳
申 込 方 法	○ 指定された日に直接会場へお越しください。 ○ 日程と場所は、広報しらたかをご覧ください。
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課健康推進係へ (TEL86-0210)

名 称	骨髄移植ドナー助成事業
内 容	○ ドナー休暇制度のない骨髄提供者に対し、骨髄提供のために要した通院・入院等に係る費用の一部を助成するもの
対 象 者	○ ドナー休暇制度のない骨髄提供者
費 用	○ 助成金額は 1 日上限2万円、最大7日間までとなります。
申 込 方 法	○ 健康福祉課健康推進係にお申し込みください。
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課健康推進係へ (TEL86-0210)

◎健康を増進し維持するためのサービス

名 称	医療用ウィッグ・乳房補正具購入費助成事業
内 容	○ がんになってもこれまでどおり自分らしく暮らし続けることができるように医療用ウィッグ、乳房補正具の購入費用を助成します。
対 象 者	○ がんと診断されその治療を行っているかた ○ がんの治療に伴う脱毛があり、就労や社会参加等のためにウィッグが必要なかた ○ がんの治療のため乳房の一部または全部を切除し就労や社会参加等のために乳房補正具が必要なかた ○ 他の法令等による助成を受けていないかた
助 成 金 額	○ ウィッグは、2万円又は購入費用の2分の1の額のいずれか低い額、乳房補正具は1万円または購入費用の2分の1の額のいずれか低い額 ○ 助成は、ウィッグ、乳房補正具のそれぞれお一人につき1回限りです。
申 込 方 法	○ 健康福祉課健康推進係にお申し込みください。申請に必要な書類等、事前にお問い合わせください。
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課健康推進係へ (Tel86-0210)
名 称	重粒子線がん治療費の費用助成事業
内 容	○ 山形大学医学部附属病院東日本重粒子センターで実施する重粒子線がん治療の治療費、専用ローンの利子について助成を行います。
対 象 者	○ 先進医療として実施される重粒子線がん治療 ○ 町に1年以上居住されているかたで前年の課税総所得金額が600万円以下
申 込 方 法	○ 健康福祉課健康推進係にお申し込みください。申請に必要な書類等、事前にお問い合わせください。
そ の 他	○ お問い合わせは、健康福祉課健康推進係へ (Tel86-0210)

◎介護保険制度について

名 称	介 護 保 険 制 度
内 容	40歳以上のかたが納める保険料と国県町の負担金を財源として、介護や予防が必要なかたが費用の一部を負担しサービスを利用できる仕組みです。
対 象 者	《介護保険の被保険者》 ○第1号被保険者→65歳以上のかた ○第2号被保険者→40歳から64歳までのかた 《介護保険の認定者》 ○第1号被保険者で、要介護（要支援）の認定を受け、介護保険のサービスが必要と認められたかた ○第2号被保険者のうち、特定疾病に該当するかたで、要介護（要支援）の認定を受け、介護保険のサービスが必要と認められたかた ※特定疾患・・・脳血管疾患・関節リウマチ・パーキンソン病関連疾患・脊柱管狭窄症など16種類
・ 申請方法 ・ 認定調査 ・ サービス利用	○申請…介護サービスを受ける場合は、本人または家族等が介護保険係に申請をしてください。 ○認定調査…介護がどれくらい必要かどうか調査するため、認定調査員が訪問し、本人や家族等から心身の状態などをお聞きします。 ○認定審査会…認定調査員の調査事項と主治医の意見書をもとに、介護度を判定します。判定基準は全国一律で行います。 ○決定通知…審査会后、決定通知書を送付します。要介護の区分に応じた介護・介護予防サービスを受けることができます。申請から原則30日以内に認定結果通知書を送付します。 ○サービス利用…居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）と相談しながらサービスの利用計画を立て、利用を開始します。 ○認定期間の更新…期間が切れる2か月前に更新のお知らせを送付しますので、忘れずに手続きをしてください。（施設利用の場合は特に注意してください。）

◎介護保険のサービス

サービスの種類			サービスの内容
在宅で受けるサービス	自宅を訪問するサービス	訪問介護（ホームヘルプサービス）	・ホームヘルパーによる入浴、排せつ、食事など身の回りの世話や家事援助
		訪問リハビリテーション	・理学療法士や作業療法士による機能回復訓練（リハビリテーション）
		訪問看護	・看護師による療養のための世話
		訪問入浴介護	・巡回入浴車による入浴サービス
	日帰りで施設を利用するサービス	通所リハビリテーション（デイケア）	・老人保健施設などに通って受ける食事の提供や機能維持・回復のために必要な医療および日常生活における世話
		通所介護（デイサービス）	・デイサービスセンターに通って受ける食事の提供や日常生活における世話
	組み合わせるサービス	小規模多機能型居宅介護	・デイサービスを中心に訪問介護や宿泊を組み合わせ、在宅での生活の支援を行うサービス
	施設に短期間入所するサービス	短期入所生活介護（ショートステイ）	・特別養護老人ホームなどに短期間入所して受ける入浴、排せつ、食事などの介護、そのほか日常生活における世話
		短期入所療養介護（ショートステイ）	・老人保健施設などに短期入所して受ける医学管理下での介護、そのほか必要な医療および日常生活における世話
		特定施設入居者生活介護（短期利用）	・有料老人ホームや軽費老人ホームなどに短期間入所して受ける入浴や排せつ、食事の介護、日常生活における世話など
福祉用具の貸与（レンタル）		・特殊ベッドや車イスなどの貸与 ・固定用スロープ、歩行補助杖、歩行器はケアマネジャーと相談のうえ購入か貸与かを選択することができます。	
福祉用具購入費の支給		・ポータブルトイレや入浴補助用具などの購入費の支給 ・介護保険を利用して１０万円までは１割～３割の自己負担で福祉用具を購入できます。	
住宅改修費の支給		・手すりの取り付けや段差の解消など、小規模な住宅改修工事に関する費用の支給(工事を行う前に申請が必要です) ・介護保険を利用して２０万円までは１割～３割の自己負担で住宅の改修ができます。	
その他のサービス	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）	・有料老人ホームや軽費老人ホームなどに入所して受ける入浴や排せつ、食事の介護、日常生活における世話など	
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	・認知症の状態にある要介護者が、グループホームにおいて受ける入浴や排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話	
施設サービス	介護老人保健施設		・老人保健施設に入所して受ける医学管理下での介護、そのほか必要な医療及び日常生活における世話
	介護老人福祉施設		・特別養護老人ホームに入所して受ける入浴、排せつ、食事の介護、そのほか日常生活における世話
	介護医療院		・介護医療院に入所して受ける療養の管理、医学的管理下での介護、そのほか療養のための世話

★ケアマネジャーと相談しながら各種サービスを利用することができます。

町内のサービス事業所	利用対象者	自己負担
町内にこのサービスを提供している事業所はありません	・要支援１～２、要介護１～５のかた、いずれもご利用できます ・要支援１～２のかたの訪問介護（ホームヘルプサービス）と通所介護（デイサービス）は、総合事業の対象になります。	・サービスにかかった費用の１割～３割※ ・食費は自己負担
あゆみの園 ８５－５６７８ 白鷹町立病院 ８５－２１５５		
白鷹町立病院 ８５－２１５５		
町内にこのサービスを提供している事業所はありません		
あゆみの園通所リハビリ ８５－６３００ みゆき通所リハビリセンター ８５－５５３０		
白光園デイサービスセンター ８５－００３３ ふれあいの里 ８５－３３３２ リハビリデイサービスすがい ８７－０８８３		
ケアセンターとこしえ鮎貝 ８５－６１７７		
白光園 ８５－１５１１ マイスカイ中山 ８５－６６３６		
あゆみの園 ８５－５６７８		
町内にこのサービスを提供している事業所はありません		
ヘルズしらたか ８６－０３５０	・要支援１～２、要介護１～５のかた、いずれもご利用できますが、貸与の場合、要介護度区分と状態によって、保険給付の対象となる用具が変わります	・サービスにかかった費用の１割～３割※ ・利用者はいったん全額を支払います。費用の９割～７割※(保険給付分)を後から給付します。 ・住宅改修は必ず事前申請が必要です。新築・増築は保険給付対象外です。
ヘルズしらたか ８６－０３５０		
大工さん、工務店さんなど	・要支援１～２、要介護１～５のかた、いずれもご利用できます	・サービスにかかった費用の１割～３割※
町内にこのサービスを提供している事業所はありません		
町内にこのサービスを提供している事業所はありません	要介護１～５のかた	・サービスにかかった費用の１割～３割※ ・サービスにかかった費用の１割～３割※ ・居住費・食費(町民税世帯非課税のかた等は利用者負担の上限額があり、介護保険から補足給付があります)
あゆみの園 ８５－５６７８		
白光園 ８５－１５１１ マイスカイ中山 ８５－６６３６	申し込みは要介護１以上、入所は要介護３以上のかた	
町内にこのサービスを提供している事業所はありません	要介護１～５のかた	

詳しくは健康福祉課 介護保険係 または 地域包括支援センター係 まで

令和6年度 保健・福祉・医療・介護のサービス
※所得に応じて1割から3割の自己負担になります。

◎介護サービスの利用者負担の軽減措置

サービス名	サービス内容	対象者および軽減額
利用者の負担割合	介護・介護予防サービスを利用した場合の利用者負担は、費用の1割～3割です。食事代と居住費は対象外ですが、町民税が世帯として非課税のかたなどの場合は負担を軽減する制度があります。	・負担割合は前年度の所得に応じて1割～3割となります。 ・毎年7月に介護保険負担割合証を送付します。
高額介護サービス費	・世帯全体の一か月における介護・介護予防サービス等の利用者負担額が一定の額を超えた場合、その超えた額を個人ごと支給する制度です。 ※・対象となるかたにお知らせを送付します。初回のみ申請が必要です。 ※対象外：食費・居住費・福祉用具購入費・住宅改修費	・現役並み所得相当のかた ・一般世帯 ・町民税世帯非課税 ・老齢福祉年金受給者（世帯非課税）など ・生活保護受給者等 所得区分に応じて、それぞれの負担額を超えた額を支給します。
特定入所者介護サービス費	・介護保険施設に入所(短期含む)したときに、利用者負担である食費および居住費(滞在費)の負担額を軽減する制度です ※入所前に申請が必要です。 ※所得や資産状況により該当しない場合があります。	・世帯全員が住民税非課税で本人および配偶者の所得や預貯金等の資産により審査し認定します。 ・対象者の負担段階や利用居室環境(個室・多床室等)等によって食費・居住費(滞在費)の負担限度額が変わります。 ・該当するかたに負担限度額認定証を送付します。
高額医療合算介護サービス費	・介護保険と医療保険、両方の利用者負担額が一定の額を超えた場合、その超えた額を支給する制度です。 ※対象外：食費・居住費・福祉用具購入費・住宅改修費	・年齢や所得区分によって自己負担限度額が変わります。 ・対象年度の8月1日～翌年7月31日が合算対象期間です。 ・対象となるかたにお知らせを送付します。
社会福祉法人等による利用者負担の軽減	・社会福祉法人が行うサービスです。本人負担額を軽減した場合は、軽減した額と内容によって、町で社会福祉法人に助成します。	・所得要件や資産、扶養状況などの条件があります。

■ 指定居宅介護支援事業所（介護支援専門員：ケアマネージャー）

事業所名	住所	電話番号
白鷹町社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所	荒砥甲488	0238-86-0150
白光園 指定居宅介護支援事業所	荒砥甲377	0238-85-6666
みゆき 指定居宅介護支援事業所	十王5087-1	0238-85-5536
ウェルリンク白鷹	十王4615	0238-87-0690



◎年金・医療給付制度について

名 称	障 害 基 礎 年 金 の 支 給
内 容	○次の①～③の条件のすべてに該当するかたが受給できます。 ① 障害の原因となった病気やけがの初診日が次のいずれかの間にあること。 ・ 国民年金加入期間 ・ 20 歳前または日本国内に住んでいる 60 歳以上 65 歳未満のかたで年金制度に加入していない期間 ※老齢基礎年金を繰り上げて受給しているかたを除きます。 ② 障害の状態が、障害認定日または 20 歳に達したときに、法令の定める 1 級または 2 級に該当していること。 ※障害認定日に障害の状態が軽くても、その後重くなったときは、障害基礎年金を受け取ることができる場合があります。 ③ 保険料の納付要件を満たしていること。 20 歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要です。 ※ 障害認定日は初診日から起算して 1 年 6 カ月を経過した日になります。(症病によっては認定日までの期間が異なる場合があります。) ※ <u>身体障害者手帳の等級とは異なります。</u> ※ 詳細は米沢年金事務所(Tel0238-22-4220)へお問い合わせください。
対 象 者	○上記の支給要件を満たすかた
申 込 方 法	○申請書や診断書等必要な書類がありますので、まず、町民課戸籍年金係へ相談してください。
そ の 他	○お問い合わせは、町民課戸籍年金係へ (Tel85-6129)

◎年金・医療給付制度について

名 称	重 度 心 身 障 が い （ 児 ） 者 医 療
内 容	身体上または精神上著しい障がいを持つかたの医療費を助成する制度で、該当者には重度心身障がい（児）者医療証を交付します。本人または扶養者の<u>所得税相当額</u>^{※1}の状況により、一部負担金の有無が決まります。 ① 所得税相当額が課税のとき … 一部負担金 有 入院、外来、調剤、訪問看護療養費に係る基本利用料の1割を次の月額上限額の範囲内で負担していただきます。 【月額上限】 入 院 57,600 円（多数回 44,400 円） 外来等 14,000 円（年間上限額 144,000 円同一保険医療機関ごと）^{※3} ② 所得税相当額が非課税のとき … 一部負担金 無 ※入院時の食事代と保険適用外診療分は助成の対象外です。
対 象 者	障がいの程度等が次のいずれかに該当するかた ① 身体障害者手帳1・2級所持者 ② 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ③ 療育手帳A所持者 ④ 国民年金障害等級1級の障害基礎年金受給権者等 ⑤ 精神障がい者で、恩給法の特別項症及び第1項症、その他公的年金各法の障害等級1級受給権者 ⑥ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3の1級程度の者及び別表第1程度の20歳以上の者 ※ 療育手帳Bと身体障害者手帳3級をあわせてお持ちのかたも対象となります。 所得基準 <u>市町村民税所得割相当額</u>^{※2}が、自立支援医療の所得制限額（23.5万円未満）以下であること。
申請方法	対象者の保険証と個人番号のわかるもの、扶養者の個人番号のわかるもの、該当することが確認できる書類等を持参のうえ、町民課国保医療係へ申請してください。
そ の 他	県外の医療機関を受診された場合でも窓口での手続きにより、医療費の助成が受けられます。（領収書が必要です。） お問い合わせは町民課国保医療係へ（Tel85-6130）

「所得税相当額^{※1}」・「市町村民税所得割相当額^{※2}」…税制改正により年少付扶養控除（所得税は38万円/人・市町村民税は33万円/人）及び16歳～18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分（所得税は2.5万円/人・市町村民税は12万円/人）が廃止されましたが、その影響が及ばないように税制改正前の控除額を用いた計算により算出した税額のことです。高齢者の医療に関する法律により70歳以上^{※3}

◎年金・医療給付制度について

名 称	ひ と り 親 家 庭 等 医 療
内 容	ひとり親家庭等の医療費を助成する制度で、該当者にはひとり親家庭等医療証を交付します。 医療費の一部負担金は無料になります。 ※入院時の食事代と保険適用外診療分は助成の対象外です。
対 象 者	18 歳以下の児童を扶養しているかたで次のいずれかに該当するかた ① 配偶者のいないかた及びそのかたに扶養されている児童 ② 配偶者が重度の心身障がいにより長期にわたって労働能力を失っているかた及びそのかたに扶養されている児童 ③ 父母のいない 18 歳以下の児童（<u>所得税相当額</u>^{※1}が課税されている者に養育されている場合を除く。） ④ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に基づく法律（DV 防止法）」に基づく保護命令の申し立てを行い、現に配偶者に当該命令が発せられたかた及びそのかたに扶養されている児童 ◆次のいずれかに該当するかたは対象外です。 ・ <u>所得税相当額</u>^{※1}が課税されているかた ・ 就労されていないかた ※19 歳に達する日の属する月の末日までは、18 歳以下の児童とみなします。
申 請 方 法	対象者の保険証、個人番号のわかるものを持参のうえ、町民課国保医療係で申請手続きをしてください。
そ の 他	県外の医療機関を受診された場合でも窓口での手続きにより、医療費の助成が受けられます。（領収書が必要です。） お問い合わせは、町民課国保医療係へ（Tel85－6130）

「所得税相当額^{※1}」…税制改正により年少扶養控除(所得税 38 万円/人)及び 16 歳～18 歳までの特定扶養控除の上乗せ部分(所得税 25 万円/人)が廃止されましたが、その影響が及ばないように税制改正前の控除額を用いた計算により算出した税額のことです。

◎年金・医療給付制度について

名 称	子育て支援医療・しらたか元気っ子事業（白鷹町単独）
内 容	0歳から高校3年生相当（18歳に到達後最初の3月31日まで）のお子さんの医療費（入院時の食事代と保険適用外診療分を除く）の自己負担額を助成する制度です。該当者には子育て支援医療証を交付します。医療機関で医療証を提示すると無料で受診できます。 ※ 医療証の有効期間は1年間（誕生月の末日、1日生まれは前月末）です。それ以降の医療証は有効期限が近づきましたらご自宅に郵送します。
対 象 者	① 0歳から中学3年生までのお子さん ・白鷹町に住所があること ・保護者の住所が白鷹町にあること ② 高校1年生から3年生相当までのお子さん ※就学により町外に住所を移したかたでも下記に該当する場合は対象になります。 ・保護者の保険証の被扶養者となっていること ・扶養者の住所が白鷹町にあること 次のいずれかに該当する場合は対象となりません ・生活保護を受けている ・乳幼児又は児童が乳児院・児童養護施設に「措置」により入所している（通所利用、または契約入所の場合は除く。） ・乳幼児または児童が里親に委託されている ・就職等により保護者の扶養から外れている
申 請 方 法	対象者の保険証と個人番号がわかるもの、扶養者の個人番号がわかるものを持参のうえ、町民課国保医療係に申請してください。（前年または前々年の所得を証明するものが必要となる場合があります。）
そ の 他	県外の医療機関で受診されたかたへ 県外の医療機関では医療証は使用できません。保険証を提示し、自己負担分をお支払いください。後日下記のものを持参のうえ町民課国保医療係へ申請していただくと、自己負担分を払い戻します。 〔医療機関発行の領収書（コピー不可）、対象者の健康保険証、保護者の預金口座のわかるもの、お子さんと保護者のマイナンバーのわかるもの〕 ※領収書をなくした場合は支払いできません。 ※保険適用外の医療費は助成の対象となりませんのでご注意ください。 届出の一部がオンラインでできるようになりました 新規申請・再交付申請・健康保険変更の届出 お問い合わせは、町民課国保医療係へ（TEL85-6130）

